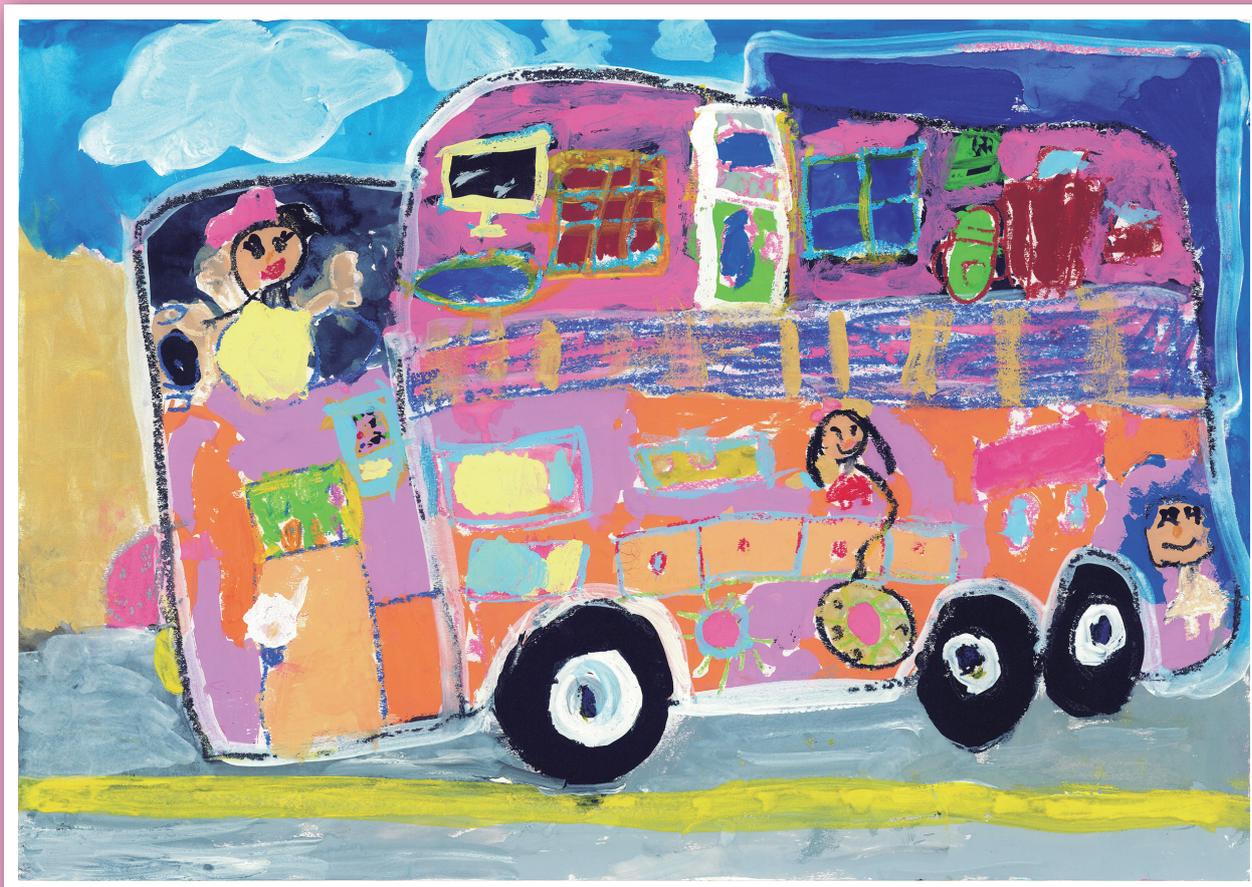


トラック広報



TRUCK PUBLIC RELATIONS MAGAZINE



きた さい
令和6年度 児童絵画コンクール受賞作品 (喜多 紀衣さん)

INDEX

第 328 回 常任理事会・第 242 回 理事会を開催

- ◎ 運送業界限定合同就職説明・面接会(第3回トラックJobFes)を開催
- ◎ トラック・物流 G メン及び G メン調査員によるトラック運転者への合同周知活動を実施
- ◎ 2025年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)の申請について



一般社団法人 大阪府トラック協会
OSAKA TRUCKING ASSOCIATION

記事

- 運送業界限定合同就職説明・面接会
(第3回トラックJobFes) を開催 1
- トラック・物流 G メン及び G メン調査員による
トラック運転者への合同周知活動を実施 2
- 「持続可能な物流の実現に向けて」
一般消費者へ啓発活動を実施 2
- 大阪府自動車交通事故防止実行会
第23回「みんなの約束・交通ルール！」
交通安全コンテスト表彰式でヘルメットを贈呈 ... 3
- 大阪府高速道路交通安全連絡会
交通安全キャンペーンに参加 3
- 「重点支援地方交付金」について要望
(忠岡町・貝塚市) 4
- 新就学児童に交通安全教育用下敷きを配布 4
- 第328回 常任理事会・第242回 理事会を開催 5
- Monthly News 13
- (一社)近畿トラック協会 第45回 理事会を開催 ... 14
- (一社)近畿トラック協会 マイナビニュースに記事掲載... 14
- 令和7年度 トラック関係施策に関する要望と
税制改正大綱・予算等(最終版)について 16
- 各社ドライバー教育にご活用ください
交差点の右折 18
- 青年部会
「トラックの日」行事 チャリティー
募金等を能登半島地震の義援金ならびに
交通遺児支援として寄贈 裏表紙

お知らせ

- ・ 自動車税(種別割)の納期限は6月2日(月)です
納期限までに納めましょう! 15
- ◆ OCHIS のページ 20
- ◆ 近畿共済のページ 21
- ◆ 大貨健保のページ 22
- ◆ 大貨特退共のページ 23
- ・ 近畿運輸局関係人事異動 24
- ・ 2025年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業
(Gマーク) の申請について 25
- ◇ 近畿地区軽油価格調査集計表(2月分) 26
- ◇ 近畿の交通規制情報 27
- ・ 連載 4コマ漫画
新米トラガール ひかりちゃん 28
- ◇ 府下営業用トラック増・減車状況(最近3ヵ月) ... 29
- ◇ NASVA だより 29

今月の挟み込み

- ◇ 安全運転実践目標・事業用貨物自動車の交通事故発生状況
- ◇ 令和7年度 整備管理者選任『前』研修 開催のご案内(大阪府トラック協会 会員限定)
- ◇ 自動車安全運転センターが交付する「運転記録証明書」発行手数料の助成について(ご案内)
- ◇ 令和7年度 初任運転者に対する「安全運転の実技」研修の実施について(ご案内)
- ◇ 「適性(一般)診断」受診料助成について(ご案内)
- ◇ 「運行管理者・基礎講習」受講料の一部助成について
- ◇ 若年ドライバー等確保のための運転免許取得助成制度について(ご案内)
- ◇ 自動点呼機器・DX 導入促進助成制度について(ご案内)
- ◇ 血圧計導入促進助成制度について(ご案内)
- ◇ 「熱中症予防対策セミナー」開催のご案内～衛生管理者・安全衛生推進者向け講習会～
- ◇ エイジフレンドリーガイドライン「高年齢労働者のための安全な職場づくり」セミナー

別途同封物 9種

運送業界限定合同就職説明・面接会 (第3回トラックJobFes) を開催



挨拶を行う
大阪運輸支局 岡本 昇 支局長

当協会は3月9日、大阪市北区のグランフロント大阪 コングレコンベンションセンターにおいて運送業界限定合同就職説明・面接会(第3回トラックJobFes)を開催、会員事業者等32社が面接会ブースを出展し、トラック運送業界への就職を考えている求職者63名が参加した。

本事業は、トラック運送業界の人材確保の一助となることを目的に、業界全体の人材不足問題を解決する突破口として、より直接的に人材を確保することを目指しており、「物流の2024年問題」への対策の一環として、トラック運送業界の慢性的

な人材不足を解消し、持続的かつ安定した輸送力を確保するために開催している。

開会に先立ち、主催者を代表して当協会 岩井勝彦 専務理事と、後援機関を代表して近畿運輸局大阪運輸支局 岡本 昇 支局長がそれぞれ出展事業者に対して挨拶した後、来場した求職者へ会社説明や面接が終日行われた。

各ブースでは求職者からの質問に対し、担当者から丁寧な説明が行われ、求職者はメモを取りながら意欲的に面接を受けていた。



トラック・物流Gメン及びGメン調査員による トラック運転者への合同周知活動を実施

当協会は近畿運輸局大阪運輸支局と合同で、3月25日、中央環状線 東大阪パーキングエリアならびに寝屋川市の大阪トラックステーションにおいて、トラック・物流Gメン及びGメン調査員によるトラック運転者への合同周知活動を実施した。

本活動は、トラックの運転者に対してトラック・物流Gメンの制度について周知するとともに、直接現場の声を聞き取ることによって違反原因行為となり得る情報を収集することを目的に実施された。

周知活動では、トラックドライバーに対して啓発チラシ等の配布を行い、荷待ち時間の状況等についてヒアリングを行った。



「持続可能な物流の実現に向けて」 一般消費者へ啓発活動を実施

一般消費者に「物流の2024年問題」等の物流業界が抱える諸問題について理解を求めることを目的に、3月19日、大阪市北区のグラングリーン大阪周辺をはじめ大阪府下4カ所で、関係行政機関の地方支分部局5機関による啓発リーフレット等の配布が行われ、当協会も参加した。

本取組は、「トラックドライバーの不足や労働時間の遵守」、「宅配便の再配達削減」等、物流が直面している諸課題を解決するためには、物流事業者や荷主企業、一般消費者が協力して取り組むことが効果的であることから、令和6年4月に地方支分部局5機関(大阪労働局、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿運輸局、公正取引委員会事務総局近畿中国四

国事務所)により締結された連携協定に基づいて実施された。

また、同日、大阪市天王寺区の大阪国際交流センターにおいて、近畿運輸局主催の「持続可能な物流の実現に向けて」をテーマとしたセミナーが開催された。セミナーの中で、トラック運送事業者の取組紹介として、フジトランスポート(株) 代表取締役社長 松岡弘晃 氏から「持続可能な物流の実現に向けての取り組み」について、センコー(株) 事業政策推進本部 輸配送事業推進部 常務理事 殿村英彦 氏から『物流を「競合」から「協業」へ～「ダブル連結トラック」・「TSUNAGU STATION」の事例より～』について講演が行われた。



大阪府自動車交通事故防止実行会

第23回「みんなの約束・交通ルール！」 交通安全コンテスト表彰式でヘルメットを贈呈

大阪府警察では3月25日、大阪市中央区の大阪府警察本部で第23回「みんなの約束・交通ルール！」交通安全コンテスト表彰式を開催し、大阪府自動車交通事故防止実行会(坂本克己 会長)から岩井勝彦 幹事長((一社)大阪府トラック協会 専務理事)が出席した。

表彰式では、各賞の表彰状の授与が行われた後、大阪府自動車交通事故防止実行会 岩井勝彦 幹事長から副賞として、交通安全を目的に同実行会が作製したヘルメットが贈呈された。



大阪府高速道路交通安全連絡会

交通安全キャンペーンに参加



大阪府高速道路交通安全連絡会(坂田喜信 会長)は3月18日、阪神高速道路5号湾岸線(上り)中島パーキングにおいて大阪府警察本部交通部 高速道路交通警察隊が実施した交通安全キャンペーンへ参加した。

キャンペーンは、今年「大阪・関西万博」が開催され、国内はもとより世界各国から多くの方が来場



することに伴い、来場者をはじめ高速道路の利用者の安全に万全を期することを目的に実施された。

当日は保育園児による交通安全宣言や、大阪府警察交通部 交通安全教育班による交通安全教室が開催された他、中島パーキングの利用者に交通安全啓発グッズを配布した。

「重点支援地方交付金」について要望 (忠岡町・貝塚市)

当協会は引き続き大阪府内の各市町村に対し、重点支援地方交付金について要望活動を実施した。

要望では、2月13日に忠岡町 杉原健士 町長に対し、3月25日には貝塚市 酒井了 市長に対し、当協会 泉州支部 玉置三平 支部長をはじめ泉州支部役員から要望書を手渡した。

※ 大阪府及び府下市町村への要望については
トラック広報2月号にも掲載しております



貝塚市長(写真右から2人目)へ要望

新就学児童に 交通安全教育用下敷きを配布



当協会は、交通安全教育の推進に資するため、今年度も安全教育用の下敷きを作製し、大阪府内の教育委員会を通じ、新就学児童(新小学1年生)約68,000名に配布した。

警察庁によると、令和2年から令和6年の過去5年間に全国で発生した歩行中の交通事故の軽傷を含む死傷者数は、7歳が3,436人で最多となっている。登校に不慣れな小学1年生は、視野が狭く注意力が散漫な時期で、保育園や幼稚園等のように保護者の送り迎えがなくなる中、一人での行動が増えて、危険予測ができずに事故に遭うケースが多いことが背景にあるとみられる。

このような状況の中、当協会が作製した交通安全教育用下敷きは、歩行時や自転車乗車時のルールや、道路標識の見方、トラックの死角等について児童にも分かりやすく解説したデザインとなっている。

第328回 常任理事会 第242回 理事会 を開催



挨拶をする
当協会 坂田喜信 会長

令和7年度事業の主要課題(案)等を審議する「第328回常任理事会」、「第242回理事会」ならびに関係会議を3月11日、大阪府トラック総合会館・研修センターにて開催し、次の議題を審議し、いずれも原案通り承認された。

第328回 常任理事会

<議案>

- (1) 会員の入会の承認および退会について
- (2) 第242回理事会への上程議案について
- (3) その他

◇会員の入・退会について

新規会員として11社の入会と、18社(店)の退会が承認された。

第242回 理事会

冒頭、岩井勝彦 専務理事から定足数について、委任状出席を含め理事総数93名のうち56名の出席があり、本会議が有効に成立する旨の報告に続き、坂田喜信 会長が開会の挨拶を述べた。その後、次の議題について審議し、いずれも原案どおり承認された。

<議案>

[報告事項]

- (1) 会員の入・退会について

[提案事項]

- (1) 令和7年度事業計画(案)について

- (2) 令和7年度会費の額および納入方法等(案)について
- (3) 令和7年度各会計収支予算(案)について
- (4) 近代化基金特定資産の一部取崩し(案)について
- (5) 本部・支部のあり方について
その他

◇令和7年度事業計画(案)

<事業計画>

1. 適正化事業実行運営委員会

(1) 事業所の適正化

貨物自動車運送事業法に基づいた適正化事業指導員が事業所を巡回し、法違反等の排除に向け改善指導等を行う。特に、総合評価がD・Eの事業所に対しては重点的に巡回指導等を行い、法令遵守の徹底を図る。

- ・巡回計画予定数 通常巡回 2,150社
特別巡回 50社

(2) 許・認可業務

事業者の事業計画等の申請手続きについての相談業務を行う。

(3) 輸送サービスの向上

本・支部に設置された輸送サービスセンターにおいて貨物自動車運送事業に係る苦情や相談等に対処し、適正で円滑な輸送サービスの向上に努める。

(4) 全国実施機関・近畿各実施機関との連携

貨物自動車運送事業の輸送の安全性の向上及び輸送秩序の確立、全国実施機関が実施する研修等への参加により適正化事業指導員・適正化事業調査員の資質の向上・育成に努め、併せて近畿各実施機関と連携を図り、指導業務の充実に努める。また、指導管理業務の情報処理システムの適切な活用を図り、貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）の普及・促進に努める。

(5) Gメン調査員による活動の積極的な推進

貨物自動車運送事業者の適正な取引を阻害する疑いのある荷主・元請け事業者等の違反原因行為に係る情報収集及びトラック・物流Gメンへの情報提供を行うとともに、トラック・物流Gメンと連携して荷主・元請け事業者への周知ならびに協力要請を行う。

(6) 実施機関の中立性確保

学識経験者をはじめ荷主、マスコミ関係者等で構成された評議委員会を開催し、適正化事業の適切な指導体制の強化を図り、組織の運営において中立性及び透明性の確保に努める。

(7) 運輸行政との連携

適正化事業を適切かつ効果的に推進するため、近畿運輸局及び大阪運輸支局との連携を密にするとともに、諸課題への適切な対応を図る。

2. 常任委員会ならびに特別委員会

総務委員会

- (1) 事業計画・予算ならびに事業報告・決算に関する審議
- (2) 交付金事業の資金計画等の策定対処ならびに申請手続き等の行政対処
- (3) 協会組織・運営方策の改善対処
- (4) 協会事業の総合的な企画及び調整
- (5) 自動車関係諸税制の負担軽減等対処
- (6) 施設の運営管理対処
- (7) 人権問題に対する啓発対処
- (8) コンピュータ等の活用対処
- (9) 中央事業への出捐対処
- (10) SDGsの推進

労働安全委員会

- (1) 健康相談事業ならびに健康状態に起因する事故防止対策事業の推進
 - ① 定期健康診断の受診促進

- ② SAS（睡眠時無呼吸症候群）・脳疾患対策の推進

- ③ 健康状態に起因する事故防止及びメンタルヘルス対策の推進

(2) 労働対策事業の実施

- ① 陸災防等との連携による労働災害防止対策の推進

- ② 長時間労働の抑制ならびに、働き方改革の実現に向けた対策の推進

- ③ 労働安全に関する関係機関からの情報の周知ならびに啓発

交通・環境対策委員会

- (1) 飲酒運転をはじめとする交通事故防止対策の徹底

- (2) 交通安全運動等における事故防止啓発活動の実施

- (3) 交通安全対策支援機器の導入助成

- (4) トラックドライバー・コンテストの実施

- (5) 過積載防止対策の推進

- (6) 環境・省エネ対策の推進

- (7) 環境対応車の普及促進

- (8) 各種環境保全啓発活動の推進

- (9) 台風、大雨、地震等、大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

経営改善委員会

- (1) 物流改正法・改正改善基準告示等への対応ならびに中小企業経営基盤強化対策の推進

① 経営基盤強化対策

▽改正「標準的運賃・標準運送約款」及び物流改正法・改正改善基準告示等の普及促進

▽コストの見える化と適正な運賃・料金収受のための「原価計算セミナー」の開催及び経営分析報告書の活用ならびに経営診断事業の実施

② 後継者等人材育成事業の推進

▽事業後継者育成事業の推進

▽中小企業大学の受講促進

- (2) 都市内物流の効率化対策

- ① 物流の効率化とWebKITの普及促進

- (3) 情報化の推進

- ① 会員事業者への情報提供としての研修会の開催

- (4) 引越関係講習会の開催

- ① 講習会の開催

- (5) 近代化基金の融資対処

- ①一般融資
- ②ポスト新長期等導入融資

広報委員会

- (1)協会機関誌「トラック広報」の発行及びホームページ等による各種情報の提供
- (2)トラック輸送の果たす役割と重要性の理解促進ならびに業界イメージの向上を図るための効果的な对外広報の実施
- (3)人材不足の解消を目的とした業界のPR及び人材確保対策の推進
- (4)SNSを活用した積極的な对外広報の実施

特別委員会

- (1)組織・財政等特別委員会
協会本部・支部組織及び財政等の諸問題について、検討対処を行う。
- (2)交付金対策特別委員会
運輸事業振興助成交付金に係る諸問題について、検討対処を行う。

3. 全ト協等との連携による事業の推進

- (1)物流革新に向けた物流改正法等への対応及び事業許可の更新制等の導入
- (2)改正「標準的な運賃・標準運送約款」の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進
- (3)交通事故防止・飲酒運転根絶及び労災事故防止対策の推進
- (4)トラック・物流Gメン・Gメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進
- (5)燃料高騰対策等の推進
- (6)多様な施策による良質なドライバーの人材確保及びマナー教育の推進
- (7)高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現
- (8)適正化事業の推進(D・E事業所の重点化)による法令遵守の徹底
- (9)新技術を活用した物流DX及び効率化の推進
- (10)自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (11)環境・GX対策及びSDGsの推進
- (12)広報媒体を活用した対外的なPR対策の積極的な推進
- (13)大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立
- (14)大阪トラックステーションの管理運営対処
- (15)2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)開催に係るインフラ等への対応

部会

現在設置している11部会（①重量部会 ②鉄鋼部会 ③百貨店部会 ④路線部会 ⑤タンクトラック部会 ⑥海上コンテナ部会 ⑦セメント部会 ⑧建設部会 ⑨取扱部会 ⑩引越部会 ⑪青年部会）においては、部会ごとの対応を図るとともに、次に掲げる共通事業を積極的に推進する。

- (1)輸送秩序確立対策
- (2)事故防止、環境対策
- (3)荷主懇談会の開催
- (4)部会活動の活性化と法令遵守
- (5)その他各部会における諸課題への対応

事務局

- (1)職員の知識の向上を図るとともに、職務意欲の向上に努める。
- (2)事務の合理化、効率化及び諸経費の節減を図るとともに、費用対効果に努める。
- (3)事務所内のごみ減量化のため、3R（Reduce＝発生抑制・Reuse＝再使用・Recycle＝再生利用）の推進に努める。

会議予定

- (1)定時総会・・・6月に1回開催する。
- (2)常任理事会及び理事会
- (3)委員会及び部会
- (4)その他会議・・・必要に応じ随時開催する。

<運輸事業振興助成交付金事業計画(案)>

政令第1号、貨物の輸送の安全の確保に関する事業

- (1)自動車事故対策機構等の活用
 - ▽交通事故の未然防止ならびに運行管理者の資質向上を図るため、自動車事故対策機構等が実施する運転者適性診断（一般診断）ならびに運行管理者基礎講習の受講料の一部を負担する。
- (2)ドライバーコンテストの開催等
 - ▽プロ・ドライバーとしての誇りと社会的責務を自覚させ、知識・技能の向上を図るため、大阪府・大阪府警察本部・大阪運輸支局等の後援により大阪府大会を開催するとともに、全国大会に選手を派遣する。
- (3)交通安全運動等の実施
 - ▽大阪府・大阪府警察本部等の関係行政機関と連携し春・秋の全国交通安全運動をはじめ各種キャンペーン等に参加協力する。
 - ▽ドライブレコーダーをはじめ交通事故の防

止に効果のある安全対策機器の購入に対し、その費用の一部を助成し普及促進に努めるとともに、ドライバー等が受講する各種安全教育・訓練等に対しても参加費用の一部を助成することにより資質の向上を図る。

▽運転記録証明書の発行手数料の助成を行い、ドライバーの意識改革や管理業務の徹底を図る。

▽貨物自動車運送事業者における法遵守の必要性ならびに交通安全知識の向上を図るため、運転者等に対する飲酒運転をはじめとする事故防止セミナーを開催するとともに、実践的対策として大阪府警察等との共催で子供・高齢者に対する交通安全教室等を実施する。

▽勤務時間内の交通事故、いわゆる交通災害の発生を未然に防ぐため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会と協調し推進する。

(4) 健康相談事業

▽睡眠時無呼吸症候群による交通事故を防止するため、スクリーニング検査費用の一部を助成することにより受診を促進し、疾病の早期発見に努める。

また、勤務時間が不定期なことが多く、定期健康診断の受診が困難なドライバーが多いことから、受診しやすい日時・場所にて受診ができるよう、健康診断ならびに深夜業務従事者に対する健康診断を実施する。

▽国土交通省が平成30年2月に策定した「自動車運送事業者における脳血管疾患ガイドライン」に基づき、本年度も引き続き脳健診助成事業を実施する。

(5) 過積載防止活動の実施

▽過積載防止街頭PR活動ならびに過積載防止対策懇談会の活動を通じ、事業者のみならず荷主企業・府民に対し交通事故の原因となる過積載運行の防止を呼び掛け、その撲滅を図る。

政令第2号. サービスの改善及び向上に関する事業

(1) 中小企業経営基盤強化対策

▽「新たな「標準的な運賃」及び「標準運送約款」の普及を図るため、会員だけではなく荷主企業等へも「標準的な運賃」への理解と協力を求めていく。また、物流改正法・改正改善基準告示の普及促進にも努める。

▽平成28年7月1日に施行された中小企業等経営強化法に基づき、国土交通省が策定

した「貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針」が示すコストの見える化を進めるため、次の施策に取り組む。

▼会員事業者が自社の適正な原価を把握できるように、原価計算に関するセミナーを開催する。

▼会員事業者が、業界の経営指標と自社のコストを比較し、実態を把握できるように、公益社団法人全日本トラック協会が作成する「経営分析報告書」を印刷、配布する。また、経営改善のために外部の専門家による経営診断を希望する事業者に対しては、公益社団法人全日本トラック協会との連携の下、経営診断事業を推進する。

▽事業後継者等の人材育成を図るため、各支部による「支部後継者育成等経営基盤強化研修会」を開催するとともに、本部後継者育成事業として、公益社団法人全日本トラック協会が開催する青年部会全国大会への参加助成を行なう。

▽会員各社の経営者や管理者の資質向上に資するため、中小企業大学校の受講促進に努める。

(2) 都市内物流の効率化対策

▽2025年大阪・関西万博では、会期中、物流車両の輻輳が懸念されるため、各関係機関との連携を図り、情報の共有に努め円滑な物流を促す。

▽国土交通省策定の「貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針」が示す求荷車システムの活用を促進するため、本年度も大阪府貨物運送協同組合連合会との連携のもと、WebKIT事業の円滑な運営と普及促進を図る。

(3) 情報化の推進

▽生産性向上対策、人材不足対策の一環として、中小企業の情報化に関するセミナーを開催し、業務の効率化を推進する。

(4) 引越関係講習会の開催

▽公益社団法人全日本トラック協会において、平成26年度より開始された引越事業者優良認定制度の資格要件の1つである引越講習を開催することで受講を促し、同講習会の拡充を図っていく。

政令第3号. 環境の保全に関する事業

(1) 自動車交通公害等環境問題対策

▽NOx・PMだけでなくカーボンニュートラルに向けて、CO₂の削減も目指し、排出

量の少ない環境対応車導入にかかる費用の一部を助成し、普及促進に努める。

▽エコドライブに効果のあるEMS機器やアイドリングストップ機器ならびに低燃費タイヤの導入費用の一部を助成し、燃料消費を抑えた効率輸送の実践ならびにカーボンニュートラルの検討等のグリーンエコプロジェクトを促進する。

▽トラックターミナル等の流通業務地区や港湾地区およびその周辺において、路上駐車による排気ガスやゴミの不法投棄等による環境問題に対処するため、啓発活動を実施する。また、路上駐車問題等の解消に向け、大阪府警本部と駐車対策連絡会議を開催し情報の共有に努める。

(2) 環境に配慮した経営促進への助成

▽事業者が自主的・計画的に環境対策に取り組むよう、グリーン経営認証取得への助成を行なう。

政令第4号. 適正化に関する事業

(1) 安全運行パトロール事業

▽貨物自動車運送事業法に基づいた適正化事業指導員が事業所を巡回し、法違反等の排除に向け改善指導等を行う。特に、総合評価がD・Eの事業所に対しては重点的に巡回指導等を行い、法令遵守の徹底を図る。また、適正化事業調査員による貨物自動車運送事業者の適正な取引を阻害する疑いのある荷主・元請事業者等の違反原因行為に係る情報収集およびトラック・物流Gメンへの情報提供を行うとともに、トラック・物流Gメンと連携して荷主・元請事業者への周知ならびに協力要請を行う。

(2) 輸送サービスセンター事業

▽輸送サービスセンターを窓口として、一般利用者ならびに地域住民からの輸送に関する苦情・相談等に対処する。

(3) 啓発広報対策事業

▽貨物自動車運送事業の輸送の安全性の向上、良質な輸送サービスの提供に資するため、貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)の推進に努める。

(4) 輸送秩序確立対策事業

▽適正化事業実施機関の中立性・透明性を高めるため適正化事業実施機関評議委員会の活用を図るとともに、適正化事業を効果的に推進するため、他の事業との調整をはか

りつつ、計画に基づき貨物自動車運送事業法第39条に定める事業を積極的に推進し、秩序確立に資するための啓発活動を実施する。

政令第6号. 震災等災害時物資輸送体制整備に関する事業

(1) 緊急輸送訓練活動

▽各支部の緊急輸送訓練の実施、ならびに行政機関等が実施する各種訓練に積極的に参加するとともに、業界内での緊急輸送体制の一層の充実を図る。

(2) 緊急輸送体制の整備

▽大規模災害発生時の緊急輸送活動等に迅速に対応するため、関係行政機関・トラック協会・事業者間の連絡体制の整備、強化、緊密化を図るとともに、ラスト・ワンマイル対策を兼ねた輸送訓練を実施する。

政令第8号. 中央出捐金支出

(1) 中央事業出捐

▽全国的規模の事業を実施、推進するため、公益社団法人全日本トラック協会へ交付金額の23.0%を出捐する。

政令第1～7号. 共通事業

(1) 広報事業

▽事業用トラックによる各種輸送サービスの向上に資するためトラック広報等の効果的活用と併せて、トラック輸送の果たす役割と重要性の理解促進ならびに業界のイメージの向上を図るため「トラックの日」行事、「児童絵画コンクール」等の各種広報活動を積極的に推進する。また、ドライバーの人材確保を目的とした運送事業者合同の就職説明会を開催する。

(2) 管理事業

▽令和7年度の交付金を効果的かつ円滑に運用するため、各事業の実施について適正な事務管理を行なうとともに、関係行政機関に対する承認申請等の諸手続きを行ない、交付金事業の円滑な推進に努める。また、電算化システムの整備を図り、各事業推進のための情報管理、事務処理ならびに協会「ホームページ」運営等、コンピュータの有効活用に努める。

◇令和7年度会費の額および納入方法等について
(案)

1. 会費の額並びに納入方法は、次のとおり。

《会費の額》

①貨物自動車運送事業者

▽平等割 (1会員1ヶ月当り) 4,500円

▽車両割 (1台1ヶ月当り)

【普通車(4トン以上、けん引車を含む)および小型車(積載量4トン未満)】

区分	普通車	小型車
30台まで	420円	210円
31台～200台まで	410円	200円
201台～500台まで	400円	190円
501台以上	390円	180円

【被けん引車】

区分	ホートルレー以外	ホートルレー
30台まで	140円	110円
31台～200台まで	130円	100円
201台～500台まで	120円	90円
501台以上	110円	80円

②貨物運送取扱事業者 (専業者に限る)

▽平等割(1会員1ヶ月当り) 4,500円

▽取扱専業者割(1会員1ヶ月当り) 7,500円

《納入方法》

協会発行の請求書により、四半期ごとに納入。

2. 入会金の額並びに納入方法は、次のとおり。

《入会金の額》

新規加入者1者につき50,000円

《納入方法》

入会申込と同時に納入するものとする。

3. 会費請求額の修正を行う特別措置は、「会費車両台数変更連絡票」により、所属支部あてFAXで連絡を頂いた会員事業者に限り、次により修正した会費請求書を発行するものとする。

(1)4月～6月中に会費車両台数の変更があり、7月10日までに所属支部あて連絡を頂いた場合に限り、修正した2期分(7月分～9月分)請求書を発行するものとする。

(2)10月～12月中に会費車両台数の変更があり、1月10日までに所属支部あて連絡を頂いた場合に限り、修正した4期分(1月分～3月分)請求書を発行するものとする。

注1. 1期分(4月分～6月分)請求書は、従来通り、3月末現在運輸支局に登録された実在車両数に基づき発行するものとする。

注2. 3期分(10月分～12月分)請求書は、従来通り、9月末現在運輸支局に登録された実在車両数に基づき発行するものとする。

◇令和7年度 各会計収支予算(案)について

◆実施事業等会計収支予算書(案)

○令和7年度 実施事業等(輸送の振興・安全・環境保全事業)収支予算書(案)

《Ⅰ 事業活動収支の部》

1. 事業活動収入

①交付金収入=591,567,000円

②(公社)全ト協助成金収入=90,000,000円

③特定資産運用収入=9,520,000円

④雑収入=10,000円

▼事業活動収入計=691,097,000円

2. 事業活動支出

①政令第1号. 貨物の輸送の安全の確保に関する事業支出=299,995,900円

②政令第2号. サービスの改善及び向上に関する事業支出=15,090,000円

③政令第3号. 環境の保全に関する事業支出=63,816,000円

④政令第4号. 適正化に関する事業支出=178,815,000円

⑤政令第6号. 震災等災害時物資輸送体制整備に関する事業支出=15,964,200円

⑥政令第8号. 中央出捐金支出=136,060,410円

⑦政令第1～7号. 共通事業支出=149,700,000円

⑧利子補給事業支出=41,000,000円

▼事業活動支出計=900,441,510円

▽事業活動収支差額=-209,344,510円

《Ⅱ 投資等活動収支の部》

1. 投資等活動収入

①特定資産取崩収入=1,421,814,100円

②他会計からの繰入額=46,060,410円

▼投資等活動収入計=1,467,874,510円

2. 投資等活動支出

①特定資産取得支出=1,260,000,000円

▼投資等活動支出計=1,260,000,000円

▽投資等活動収支差額=207,874,510円

《Ⅲ 予備費=29,298,000円》

▽当期収支差額=-30,768,000円

▽前期繰越収支差額=30,768,000円

▽次期繰越収支差額=0円

◆令和7年度 その他会計収支予算書(案)

○令和7年度 他1.会員関連事業(会員厚生事業)
収支予算書(案)

≪ I 事業活動収支の部 ≫

1. 事業活動収入

①特定資産運用収入=164,000円

②会費収入=409,700,000円

③入会金収入=0円

④事業収入=4,000,000円

⑤雑収入=92,000円

▼事業活動収入計=413,956,000円

2. 事業活動支出

①事業費支出計=446,498,000円

▽事業活動収支差額=-32,542,000円

≪ II 投資等活動収支の部 ≫

1. 投資等活動収入

①事業運営特定資産取崩収入=63,250,000円

▼投資等活動収入計=63,250,000円

2. 投資等活動支出

①固定資産取得支出=2,160,000円

②他会計への繰出金支出=99,310,410円

▼投資等活動支出計=101,470,410円

▽投資等活動収支差額=-38,220,410円

≪ III 予備費支出=6,685,971円 ≫

▽当期収支差額=-77,448,381円

▽前期繰越収支差額=77,448,381円

▽次期繰越収支差額=0円

○令和7年度 他1.会員関連事業(信用保証事業)
収支予算書(案)

≪ I 事業活動収支の部 ≫

1. 事業活動収入

①基本財産運用収入=0円

②特定資産運用収入=5,000円

③事業活動収入=625,000円

④雑収入=2,000円

▼事業活動収入計=632,000円

2. 事業活動支出

①事業費支出=14,129,000円

▼事業活動支出計=14,129,000円

▽事業活動収支差額=-13,497,000円

≪ II 投資等活動収支の部 ≫

1. 投資等活動収入計=0円

2. 投資等活動支出計=0円

▽投資等活動収支差額=0円

≪ III 予備費支出=37,703,000円 ≫

▽当期収支差額=-51,200,000円

▽前期繰越収支差額=51,200,000円

▽次期繰越収支差額=0円

○令和7年度 他2.収益事業(総合会館運営事業)
収支予算書(案)

≪ I 事業活動収支の部 ≫

1. 事業活動収入

①特定資産運用収入=2,047,000円

②事業収入=103,417,000円

③雑収入=170,000円

▼事業活動収入計=105,634,000円

2. 事業活動支出

①事業費支出=110,035,000円

▼事業活動支出計=110,035,000円

▽事業活動収支差額=-4,401,000円

≪ II 投資等活動収支の部 ≫

1. 投資等活動収入計=10,000,000円

2. 投資等活動支出計=20,000,000円

▽投資等活動収支差額=-10,000,000円

≪ III 予備費支出=140,912,323円 ≫

▽当期収支差額=-155,313,323円

▽前期繰越収支差額=155,313,323円

▽次期繰越収支差額=0円

○令和7年度 他2.収益事業(地区SC)収支予算書
(案)

≪ I 事業活動収支の部 ≫

1. 事業活動収入

①事業収入=13,848,000円

②雑収入=3,000円

▼事業活動収入計=13,851,000円

2. 事業活動支出

①事業費支出=11,908,000円

▼事業活動支出計=11,908,000円

▽事業活動収支差額=1,943,000円

≪ II 投資等活動収支の部 ≫

1. 投資等活動収入計=106,500,000円

2. 投資等活動支出計=108,000,000円

▽投資等活動収支差額=-1,500,000円

≪ III 予備費支出=6,350,273円 ≫

▽当期収支差額=-5,907,273円

▽前期繰越収支差額=5,907,273円

▽次期繰越収支差額=0円

◇令和7年度 法人会計収支予算書(案)

○令和7年度 法人会計収支予算書(案)

≪ I 事業活動収支の部 ≫

1. 事業活動収入

①特定資産運用収入=2,351,000円

②会費収入=72,300,000円

③入会金収入=0円

- ④事業収入＝940,000円
- ⑤雑収入＝11,000円
- ⑥出向者受入収入＝30,000,000円
- ▼事業活動収入計＝105,602,000円

2. 事業活動支出

- ①管理費支出＝142,333,000円
- ▼事業活動支出計＝142,333,000円
- ▽事業活動収支差額＝-36,731,000円

≪Ⅱ 投資等活動収支の部≫

1. 投資等活動収入

- ①特定資産取崩収入＝53,250,000円
- ▼投資等活動収入計＝53,250,000円

2. 投資等活動支出

- ①特定資産取得支出＝30,000,000円
- ②固定資産取得支出＝1,330,000円
- ③他会計への繰出金支出＝53,250,000円
- ▼投資等活動支出計＝84,580,000円
- ▽投資等活動収支差額＝-31,330,000円

≪Ⅲ 予備費支出＝43,882,546円≫

- ▽当期収支差額＝-111,943,546円
- ▽前期繰越収支差額＝111,943,546円
- ▽次期繰越収支差額＝0円

◇近代化基金特定資産の一部取り崩し(案)

▼取崩合計額＝160,000,000円

<取崩額(案)内訳>

- ①令和6年度交付金事業負担＝130,000,000円
- ②令和7年度利子補給充当額＝30,000,000円

▼取崩理由

- ①交付金事業費（実施事業等（輸送の振興・安全・環境保全事業）の本年度自社負担額に充当するため。
- ②基金運用収入の減少に伴い、一般融資・ポスト新長期融資等の近代化基金融資に係る令和7年度利子補給事業等に充当するため。

▼取崩期日

- ①令和6年度期中
- ②令和7年度期中

※但し、交付金事業費においては、期中における見込額である為、実際の決算額で取り崩しを行なうため、差異が発生する場合があります。

◇本部・支部のあり方について(案)

(提案事項)

大阪府トラック協会は平成25年4月に「社団法人」から「一般社団法人」に移行しました。

先般、本部と支部のあり方を検討いただいて

おりました組織・財政等特別委員会からの答申を受け、今後は「ひとつの一般社団法人」として整合性を確立するため、本部と各支部の事業計画・予算・事業報告・決算を一体的に審議・承認する体制を整える必要があります。

令和8年度をめどに、本部の「理事会」・「総会」で各支部の内容もまとめて審議・承認することを提案いたします。

第108回適正化事業実行運営委員会

<議題>

- (1) 令和7年度 大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 事業計画(案)について
- (2) 令和7年度 大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 収支予算(案)について
- (3) その他

◇令和7年度大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 事業計画(案)

※詳細は第242回理事会の記事をご参照下さい。

◇令和7年度大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 予算(案)

○政令第4号 適正化に関する事業

- ①安全運行パトロール費＝144,475,000円
- ②輸送サービスセンター運営費＝23,040,000円
- ③啓発広報活動費＝3,000,000円
- ④輸送秩序確立対策費＝8,300,000円

▼合計＝178,815,000円

2月28日



令和6年度後継者育成勉強会(河北支部)

当協会 河北支部(吉田正則 支部長)は吹田市の吹田さんくすホールにおいて令和6年度後継者育成勉強会を開催、会員事業者19名が参加した。「健康経営で物流業界の未来を考える」をテーマにGLOW(株)ならびに木村企画の担当者によりグループディスカッション形式で勉強会が行われた。

3月4日

被災者支援団体に寄附 (河北支部 青年部会連合会)

当協会 河北支部青年部会連合会(固本秀孝 連合会長)は、大阪市北区の読売新聞大阪本社において、社会福祉法人 読売光と愛の事業団に対して、同連合会が2年間に実施したチャリティーボウリング大会やゴルフコンペに寄せられた参加者からの寄附金を、能登半島地震をはじめとする被災者支援に寄贈した。



3月6日

「多様化する点呼方法・最近の状況セミナー」【鉄鋼部会】

当協会 鉄鋼部会(木村貴広 部会長)は、大阪市中央区の大成閣において「多様化する点呼方法・最近の状況セミナー」を開催した。セミナーでは日本貨物運送協同組合連合会の担当者より「自動点呼を取り巻く最近の状況」について、共栄システム(株)の担当者より「多様化する点呼方法～機器選定ポイント～」について講演が行われた。

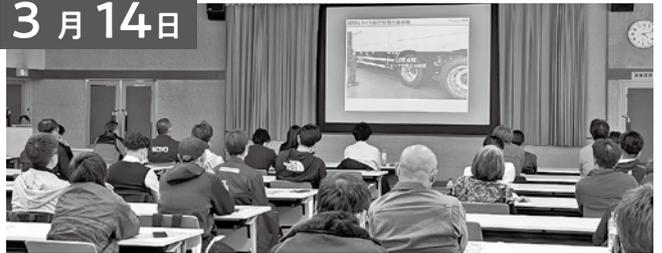
3月10日



令和6年近畿ブロック適正化事業指導員研修会 【(一社)近畿トラック協会】

(一社)近畿トラック協会(平島竜二 会長)は、大阪市中央区のホテルモントレラ・スール大阪において令和6年近畿ブロック適正化事業指導員研修会を開催、近畿運輸局ならびに近畿各府県運輸支局の職員、(公社)全日本トラック協会ならびに近畿各府県トラック協会の職員等、約70名が参加した。研修会では国土交通省 担当者より「トラック運送事業の現状と課題・改正物流効率化法」について、大阪労働協担当者より「令和6年4月施行の働き方改革関連法・改善基準告示」について等の講義が行われた。

3月14日



整備管理者選任前研修

近畿運輸局大阪運輸支局主催による整備管理者選任前研修が大阪府トラック総合会館にて開催、会員事業者53名が参加した。当研修は道路運送車両法に基づき、整備管理者への選任を予定している方向けの研修であり、研修会では近畿運輸局大阪運輸支局 検査・保安部門の担当官より「整備管理者の役割」や「自動車の点検整備の内容」等の講義が行われた。

3月19日



令和6年度第3回研修会【青年部会】

当協会 青年部会(中邨 一部会長)は、大阪府トラック総合会館において令和6年度第3回研修会を開催した。研修会では大和証券(株)の担当者より、「2025年の株式市場展望」について等の講演が行われた。

3月19日



西税務署から啓発協力への感謝状(西支部)

当協会 西支部(武本琢也 支部長)は、大阪国税局 西税務署からの依頼に基づき、西支部の会員事業者がトラックの車体前面に申告を呼び掛ける幕を取り付けて走行し、適正な納税啓発活動へ協力したことに対して、大阪国税局 西税務署 吉原潤子 署長より感謝状が贈呈された。

(一社)近畿トラック協会 第45回 理事会を開催



(一社)近畿トラック協会(平島竜二 会長)は3月25日、大阪市北区のホテル阪急レスパピア大阪において、第45回理事会を開催し、令和7年度の事業計画(案)ならびに予算(案)等について審議した後、いずれも原案どおり承認された。

また、令和6年度に主要施策事業として実施した物流の2024年問題のアンケート調査や、広報事業として実施したマイナビニュースへの記事掲載(下記記事参照)について報告が行われた。

【議題】

- (1)業務執行状況報告について
- (2)主要施策事業(物流の2024年問題アンケート)について
- (3)広報事業(マイナビニュース記事掲載)について
- (4)令和6年度予算の変更について
- (5)令和7年度事業計画(案)・収支予算(案)について
- (6)その他

(一社)近畿トラック協会 マイナビニュースに記事掲載

(一社)近畿トラック協会(平島竜二 会長)は令和6年度の広報事業の一環として、深刻な人材不足が課題となっているトラック運送業界について求職者に業界の魅力を発信することを目的に、マイナビニュースに記事掲載を行った。

多くの求職者が利用する求人媒体「マイナビ」を通じて、求職者を対象にトラック運送業界に関するアンケート調査を実施し、その結果をもとに、近畿2府4県トラック協会長が座談会を開き、求職者がトラック運送業界に抱いている不安や誤解について丁寧に回答し、業界のイメージを刷新した。

記事については、3月下旬よりマイナビニュースに掲載されている他、近畿各府県トラック協会でも活用していくほか、各府県会員事業者にも活用していただくこととしている。



(こちらのQRコードから
ご覧いただけます)

大阪府からのお知らせ

自動車税（種別割）の納期限は **▲ 6月2日(月) ▲** です。
納期限までに納めましょう！

自動車税コールセンター 0570-020156

- 一部のIP電話等でつながらない場合は 06-6776-7021 までお願いします。
- 受付時間 平日 9:00~17:45
- このナビダイヤルによる通話は大阪市までの通話料金でご利用いただけます。携帯電話からは20秒ごとに約10円でご利用いただけます。
- なお、通話料金はNTTコミュニケーションズからの請求となります。
- お問合せの際には、自動車の「登録番号」及び「車台番号（下4桁）」をご確認ください。
- 納税通知書等の発送直後や9時台は、つながりにくくなる場合がありますのでご了承ください。
- 大阪府以外のナンバープレートの個別の自動車については、該当の都道府県にお問合せください。
- 二輪の小型自動車、軽自動車などについては、市町村で軽自動車税（種別割）が課税されますので、軽自動車等の定置場の所在地を管轄する市町村にお問合せください。



©2014
大阪府
もずやん

自動車税 AI チャットボット

自動車税に関するよくあるご質問にAIチャットボットが24時間365日いつでもお答えします。
詳しくは、府税のホームページをご覧ください。

○抹消登録（廃車）の手続きを行うまで自動車税（種別割）は課税されます！

運輸支局等に登録されている自動車は、故障や検査有効期限が経過し、自動車を使用していない場合でも、自動車税（種別割）の課税対象となります。

自動車を使用しない場合は、速やかに自動車の抹消登録（廃車）の手続きをしてください。

○引越しの際には運輸支局での自動車の住所変更登録が必要です！

すぐに住所変更登録ができない場合は、大阪府へ納税通知書等の送付先変更手続き（住所変更届出）をお願いします。

○自動車税（種別割）はキャッシュレスでも納付することができます！

自動車税（種別割）は、金融機関・コンビニエンスストア等での納付のほか、スマートフォン決済アプリ、「地方税お支払サイト」を利用したクレジットカード納付、ペイジー納付等も可能です。

詳しくは、府税のホームページ「府税あらかると」をご覧ください。

○納期限までに納めていただけない場合は…

府税を滞納すると督促状の発付等、納税の催告が行われます。それでもなお完納されない場合は、貴重な財源である大切な府税を確保するため、また、納期限までに完納された方との公平性を保つため、やむを得ず滞納処分（差押え等）が行われることとなります。

なお、納期限までに府税を完納されなかった場合は、その滞納額について、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、法律の規定により一定の割合で延滞金がかかります。

※府税を一時に納めることができない場合には、納付を猶予する制度があります。
納付が困難な方は、お早めに管轄の府税事務所・大阪自動車税事務所にご相談ください。

©大阪府財務部税務局徴税対策課

トラック関係施策に関する要望と 税制改正大綱・予算等(最終版)について

トラック広報令和7年1月号にて、「令和7年度トラック関係施策に関する要望と税制改正大綱(速報版)」ならびに、トラック関係「令和6年度補正予算・令和7年度予算案」についてご案内いたしましたが、このたび3月31日に令和7年度予算が国会で成立いたしましたので、「令和7年度トラック関係施策に関する要望と税制改正大綱・予算等(最終版)」について改めてご案内いたします。

※令和7年度トラック関係税制改正に関する要望と税制改正大綱の主な内容は次のとおり

要望事項	令和7年度税制改正大綱(令和6年12月27日閣議決定版)の内容
●税制改正関連要望事項	
1. 自動車関係諸税の簡素化・軽減等	
(1) 自動車関係諸税の簡素化・軽減	<p>・自由民主党、公明党及び国民民主党の幹事長間で「いわゆる「ガソリンの暫定税率」は、廃止する。具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に協議を進める。」ことが合意された旨、大綱に記載された。</p> <p>・<u>自動車関係諸税の見直しについては、「日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならぬ。</u></p> <p>(中略)自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、使途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく。その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえるとの考え方を踏まえつつ、<u>公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う」とされた。</u></p> <p>・<u>車体課税については、「取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正において結論を得る」とされた。</u>また、利用に応じた負担の適正化に向けた課税の枠組みについて、「使途、執行・関係技術等を踏まえ検討し、課税の枠組みについて、令和8年度税制改正において結論を得る」とされた。</p>
(2) 自動車関係諸税における営自格差の拡充	・自動車税における営自格差の見直しについては、言及されなかった。
(3) 自動車重量税の道路特定財源化	・自動車重量税の道路特定財源化については、言及されなかった。
2. 中小企業投資促進税制の特例措置の延長	・適用期限が2年延長された。
3. 特例措置の延長	
(1) 自動車税環境性能割のASV(先進安全自動車)特例措置の延長	・歩行者検知機能付き衝突被害軽減制御装置を搭載した車両総重量3.5t超のトラック(新車)等の取得に係る自動車税(環境性能割)の特例措置を2年延長するとされた。
(2) 中小企業・協同組合等の法人税率の特例措置の延長	・所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%(現行:15%)に引き上げる見直しを行った上で、適用期限が2年延長された。
(3) 中小企業経営強化税制の特例措置の延長	・適用要件を見直した上で、適用期限が2年延長された。
(4) 中小企業防災・減災投資促進税制の特例措置の延長(特定事業継続力強化設備等の特別償却制度)	・適用要件を見直した上で、適用期限が2年延長された。
4. トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について固定資産税の軽減措置の適用	・固定資産税の軽減措置の適用については、言及されなかった。

※令和7年度トラック関係施策に関する要望と令和6年度補正予算・令和7年度予算の主な内容は次のとおり

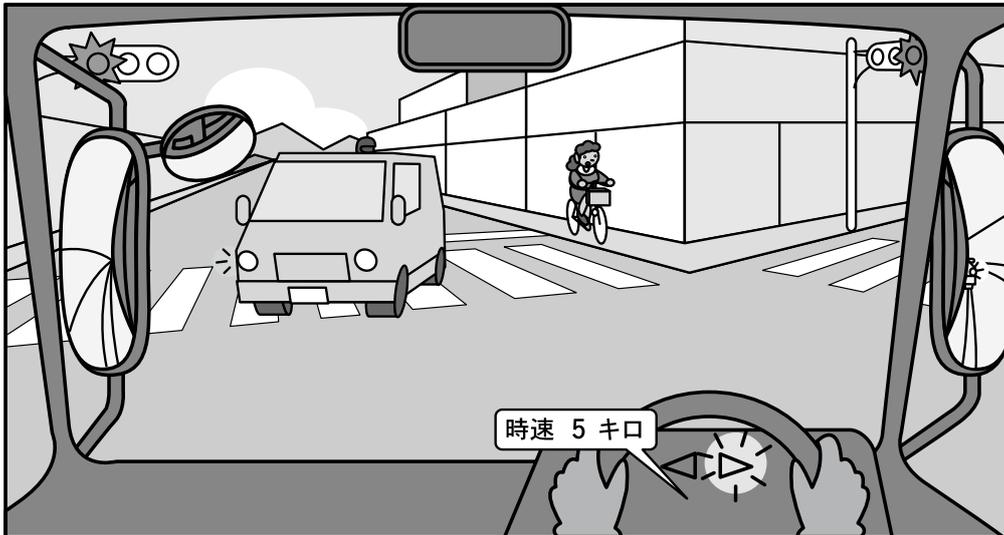
要望事項	令和6年度補正予算の主な内容
●道路関係要望事項	<p>令和6年度補正予算</p> <p>○令和6年度補正予算については、令和6年12月17日に成立した。</p> <p>①物流の革新や持続的成長に向けた中長期計画を踏まえた取組の推進(387億円)</p> <p>②自動車運送事業の各種申請手続オンライン化に伴う申請手続の最適化・効率化のための調査(2.19億円)</p> <p>③持続可能な物流を支える物流効率化実証事業(23億円)＜経産省事業＞</p> <p>④物流革新に向けた取組の推進のうち持続可能な食品等流通緊急対策事業(30億円)＜農水省事業＞</p> <p>⑤運輸業、海運業等における人材確保・育成等(12.7億円)</p> <p>⑥生産性向上や民間投資の誘発等に資する港湾機能の強化(143億円)</p> <p>⑦商用車等の電動化促進事業(400億円)＜環境省・経産省連携事業＞</p> <p>⑧サステナブル倉庫モデル促進事業(48億円の内数)＜環境省連携事業＞</p> <p>⑨高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置の延長(78億円)</p> <p>⑩災害時における物流・人流の確保(2,494億円)</p>
1. 高速道路料金徴収期限の延長を踏まえた利便性向上策の推進	<p>・迅速な復旧・復興のための高規格道路の未整備区間の整備や4車線化等の推進、道路等の防災・減災対策の推進 等</p> <p>⑪通学路等の交通安全対策の推進(202億円)</p> <p>・高速道路の暫定2車線区間の4車線化等の推進 等</p> <p>⑫効率的な物流ネットワークの早期整備・活用(621億円)</p> <p>・三大都市圏環状道路等の整備推進、安全・円滑な物流等のための道路ネットワーク構築等の推進、ダブル連結トラックによる省人化、SA・PA駐車マス不足の解消 等</p> <p>⑬地域・拠点の連携を促す道路ネットワークの整備(1,974億円)</p> <p>・地域・拠点をつなぐ高速道路ネットワークの構築、スマートICの活用 等</p> <p>⑭重点支援交付金の追加(1兆円)</p> <p>・推奨事業メニュー(6,000億円)</p>
2. 高速道路料金等の引下げ	
3. 物流基盤の整備	
4. 特殊車両通行許可に係る諸課題の改善	<p>令和7年度予算</p> <p>○令和7年度予算については、下記の通り、令和7年3月31日に成立した。</p> <p>(○トラック運送事業関係)</p> <p>①物流の革新や持続的成長に向けた中長期計画を踏まえた取組の推進(163億円)</p> <p>②人手不足解消に向けた自動運転トラックによる幹線輸送実証事業(0.08億円)</p> <p>③自動車運送業における外国人材の適正な受入環境の確保(0.47億円)</p> <p>④自動車運送事業の安全対策事業(3.54億円)</p> <p>⑤運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業(14.15億円)＜環境省・農水省連携事業＞</p> <p>⑥環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(33.02億円)＜環境省・経産省連携事業＞</p> <p>⑦トラック輸送における更なる省エネルギー化に向けた推進事業/新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業(62億円の内数)＜経産省事業＞</p> <p>⑧物流の革新に向けた取組の推進＜農水省事業＞</p> <p>・持続可能な食品等流通対策事業(1.2億円)</p> <p>・食品流通拠点整備の推進(120億円の内数)</p>
5. その他施策の推進	
●予算・施策関係要望事項	
1. 物流革新に向けた政策パッケージへの対応にかかる支援	<p>(○道路関係)</p> <p>①災害時における物流・人流の確保(4,103億円)</p> <p>・迅速な復旧・復興のための高規格道路の未整備区間の整備や4車線化等の推進、道路等の防災・減災対策の推進 等</p> <p>②通学路等の交通安全対策の推進(2,501億円)</p> <p>・高速道路の暫定2車線区間の4車線化等の推進 等</p> <p>③効率的な物流ネットワークの早期整備・活用(3,676億円)</p> <p>・三大都市圏環状道路等の整備推進、安全・円滑な物流等のための道路ネットワーク構築等の推進、ダブル連結トラックによる省人化、SA・PA駐車マス不足の解消 等</p> <p>④地域・拠点の連携を促す道路ネットワークの整備(3,732億円)</p> <p>・地域・拠点をつなぐ高速道路ネットワークの構築、スマートICの活用 等</p>
2. 燃料価格高騰への支援	
3. 環境・交通安全対策に係る支援	<p>(○厚生労働省関係)</p> <p>①業務改善助成金(15億円)</p> <p>②人材開発支援助成金(訓練関係)(545億円の内数)</p> <p>③中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(30億円)</p> <p>④働き方改革推進支援助成金(92億円)</p> <p>⑤両立支援等助成金(育児休業等支援コース他)(358億円)</p> <p>⑥両立支援等助成金(不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース)(0.84億円)</p> <p>⑦民間企業における女性活躍促進事業(2.4億円)</p>
4. 施策要望	

各社ドライバー教育にご活用ください

このコーナーでは、危険予知訓練（KYT）のKYTシートや事業用貨物自動車の事故事例等をご紹介します。会員事業者各社のドライバー教育や、事故防止教育等にご活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。（引用：独立行政法人自動車事故対策機構 <https://www.nasva.go.jp/fusegu/kikentruck.html>）

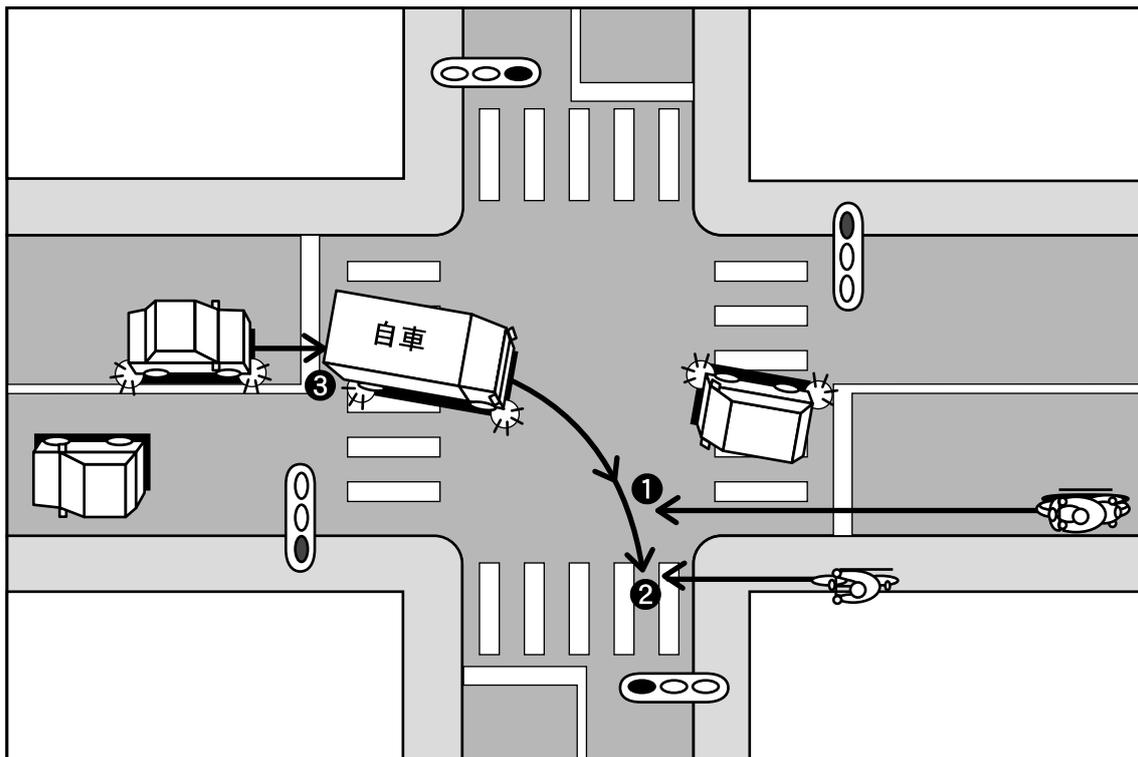
〔トラック4〕 交差点の右折

交通場面の状況等	
<ul style="list-style-type: none"> ・信号機のある交差点を右折しようとしている。 ・自転車が接近している。 ・後続車がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制限速度：時速30キロ ・路面：乾燥 ・天候：晴 ・積載状況：8トン（11トン車） ・運転者：年齢28歳 ・運転経験：2年



どのような危険が潜んでいるか	どのような運転をすればよいか

〔トラック 4〕 交差点の右折



1. 主な危険要因の例

- ① 対向右折車の向こうに二輪車のヘルメットが見えるので、このまま右折していくと、直進してくる二輪車と衝突する危険がある。
- ② 横断歩道に自転車が接近しており、このまま右折していくと、自転車と衝突する危険がある。
- ③ 急停止すると、後続車に追突される危険がある。

2. 安全運転の例

- ① 対向右折車のために対向車線の状況が確認しにくいときは、対向右折車の前に出る手前で一時停止して、対向車線の状況を確認する。
- ② 対向車が接近しているときは、通過を待つ。
- ③ 右折していくときは横断歩道の状況によく目を配り、横断歩道の手前で停止できる速度で徐行して進行する。

3. 乗務員指導のポイント

- ① 交差点の右折時は対向車との重大事故が発生しやすいので、次のような点を指導する。
 - ・スピードを落として交差点に進入する。
 - ・対向右折車により対向車線の状況が確認しにくいときは、対向右折車の前に出る手前で一時停止し、対向車線の状況を確認する。
 - ・対向直進車が通過直後に一気に右折をすると、対向直進車の後方から走行してくる車と衝突する危険があるので、対向直進車が通過後に必ず後方の状況を確認する。
- ② 横断歩道の状況にもよく目を配り、横断歩道の手前で停止できる速度で徐行して進行するよう指導する。

令和4年4月、国交省の「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正において、SASが疑われる居眠り運転、漫然運転を伴う事故においては、健康起因事故として疾病名の報告が求められるようになり、本年4月、事故前後のSASスクリーニング検査の受診状況の報告も求められるようになりました。

全ト協のセミナーでSAS対策を推進しましょう！

(公社) 全日本トラック協会 主催 令和7年度

睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策セミナー ～オンラインでの3ステップ解説～

	Step ①	Step ②	Step ③
	これから始める SAS対策	医療機関の かかり方から 治療まで	効果的な SAS対策の 進め方
前期	5月22日(木)	7月17日(木)	9月18日(木)
後期	11月12日(水)	令和8年1月21日(水)	令和8年3月11日(水)

※ 各ステップの内容に応じた「取り組みレベル」は、全ト協ホームページをご確認ください。
 ※ ステップ1～3を順番に受講いただくことをお勧めしますが、ご都合に応じて希望するステップのみの受講も可能です。
 なお、ステップ1～3すべて受講する場合でも、各日程ごとに申し込み登録をお願いします。

時 間：14:00～15:00 (13:30ログイン開始)

場 所：Zoomを利用したオンラインセミナー

定 員：各100名 定員になり次第締め切らせていただきます

申込方法：全ト協ホームページよりお申込みください

申込締切：開催日2日前まで



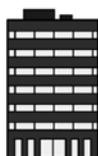
※なお、本セミナーは、Gマーク(安全性評価事業)申請の対象セミナーではありません。



講 師

.....
NPO法人
ヘルスケアネットワーク
副理事長 作本 貞子氏

国土交通省「SAS対策マニュアル改訂版」(2015年8月)執筆、自動車事故対策機構「運行管理者一般講習用テキスト27,29年版」(健康管理部分)執筆等



助成金対象 SASスクリーニング検査は

大阪府トラック総合会館 3階

全ト協 SAS対策事業指定機関/大ト協 SAS検査受託機関

NPO法人ヘルスケアネットワーク(OCHIS)へ

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号

TEL: 06-6965-3666

FAX: 06-6965-5261

URL: <https://www.ochis-net.jp>

E-mail: sas@ochis-net.com

ヘルスケアネットワーク

検索



「SAS&NAVI無料お悩み相談会」
も実施中です。
お気軽にお問合わせください。

ファースト
ステージ

令和7年 4/1(火) ~ 9/30(火)

令和7年度

自動車共済 新規獲得 推進キャンペーン

入賞
条件

A・Bの各部門別に上位3位までの地域へ
表彰及び副賞を贈呈

A 新規契約事業者数部門

B 自動車共済契約掛金部門

特賞

新規事業者の紹介1件成立につき、
ご紹介いただいた組合員様に

お礼の品を進呈

ご契約について
のお問い合わせや
ご相談は下記まで
お電話ください。

営業課(本部)

河北事務所

泉州事務所

奈良事務所

和歌山事務所

滋賀事務所

京都事務所

キンコウセーフティ(株)【代理店】

〒536-0014 大阪市城東区鶴野西2-11-2

〒564-0011 吹田市岸部南2-38-3(北部地区輸送サービスセンター内)

〒590-0985 堺市堺区戎島町4-45-1(ポルタスセンタービル3階)

〒630-8231 奈良市本守町1-1(奈良上三条ビル4階)

〒640-8341 和歌山市黒田1-1-19(阪和第一ビル4階)

〒520-3047 堺東市手原3-1-25(堺東市商工会館内)

〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-5(京都自動車会館内)

〒536-0014 大阪市城東区鶴野西2-11-2

TEL.06(6965)2824

TEL.06(6381)6544

TEL.072(231)9781

TEL.0742(90)0510

TEL.073(403)6486

TEL.077(502)0210

TEL.075(671)1894

TEL.06(6965)2561

近畿交通共済協同組合

〒536-0014 大阪市城東区鶴野西2-11-2 TEL.06-6965-2828(代) FAX.06-6965-2838

近畿交通共済協同組合

<https://www.kinkyu.or.jp>



自動車共済・自賠償共済はぜひ近畿共済でご契約を

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

お問い合わせ・ご連絡は当組合営業課 06-6965-2824

被扶養者でなくなった時は

令和6年度の被扶養者現況報告書のご提出、ありがとうございました。
皆様のご協力により、被扶養者現況確認が終了しました。
現況確認は、ご家族の方が健康保険の被扶養者の基準を満たしているかを再確認して、
皆さんからいただいた保険料を適正に使用するために必要なことです。
今後ともご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

被扶養者でなくなった時は「被扶養者(異動)届」をご提出ください。

その際、健康保険証や資格確認書をお持ちの方は
必ず一緒にご提出ください。

例えば・・・



就職したとき

就職先で健康保険に加入した場合、大貨健保の被扶養者ではなくなります。

年間収入が130万円以上 になるとき

パート収入(非課税交通費を含む)や、その他の収入の合計が
年間130万円以上となる場合、被扶養者に該当しなくなります。

★ 60歳以上または障害者の方は年金を含めて「180万円」となります。

- 政府による「130万円の壁」への対応策として、パート等で働く人が繁忙期に一時的に年収が130万円を超えても、パート先の事業主がそれを証明することで引き続き被扶養者となります。(連続して2回まで)
- 被扶養者の認定要件は収入だけではないため、その他の要件を満たさないことにより、被扶養者に該当しない場合もあります。



扶養の認定などについては、適用課 Tel.06-6965-4051 へお問い合わせください。

大貨特退共のページ

【特定退職金共済制度について】

特定退職金共済制度とは、業界団体がその業界の特殊性に基づき、退職金共済制度を実施するものです。事業主が従業員の将来の退職金支払いに備えて、退職金を特定退職金共済団体に毎月共済掛金として払い込みをし、従業員が退職した時に規約に基づいた退職金を給付します。

このように特定退職金共済制度は、企業にとって雇用の安定と退職金が計画的に準備できるもので経営基盤の安定が図れ、退職金に要する資金の実質的な軽減化と、従業員に対する退職金の給付が保証されます。

『制度の特色』

- ★共済掛金は1人月額30,000円まで損金算入（1,000円から500円きざみで選択可能）
- ★労務対策としても好適
- ★国の制度（中小企業退職金共済制度）との重複加入も可能
- ★加入対象者の年齢は満15歳以上満80歳未満の方

『給付表』

口数 月額 掛金 加入年数	2口	4口	6口	8口	10口	20口	30口	40口	60口
1年	4,100	8,200	12,300	16,400	20,500	41,000	61,500	82,000	123,000
2	23,600	47,200	70,800	94,400	118,000	236,000	354,000	472,000	708,000
3	35,300	70,600	105,900	141,200	176,500	353,000	529,500	706,000	1,059,000
4	48,000	96,000	144,000	192,000	240,000	480,000	720,000	960,000	1,440,000
5	60,100	120,200	180,300	240,400	300,500	601,000	901,500	1,202,000	1,803,000
10	121,100	242,200	363,300	484,400	605,500	1,211,000	1,816,500	2,422,000	3,633,000
20	253,200	506,400	759,600	1,012,800	1,266,000	2,532,000	3,798,000	5,064,000	7,596,000
30	391,600	783,200	1,174,800	1,566,400	1,958,000	3,916,000	5,874,000	7,832,000	11,748,000

『資産の運用』

生命保険会社で新企業年金保険契約に基づく、元本保証と保証利率0.75%の一般勘定で安全運用

特定退職金共済制度についてのお問合せ

お手数ですが該当事項に○印をご記入のうえ
FAXにてご返信ください

- ① 検討したい
- ② 詳しい資料が欲しい
- ③ 説明を聞きたい
- ④ 加入したい

ご住所	
会社名称	
電話番号	
ご担当者	

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
一般社団法人 大阪府貨物運送特定退職金共済会
電話 06-6965-2230
FAX 06-6965-2231

- 委託保険会社（委託割合）
住友生命保険相互会社(64.3%) [事務幹事]
日本生命保険相互会社(31.2%)
明治安田生命保険相互会社(4.5%)

委託保険会社に、委託割合に応じた運用を委託しております。
なお、委託保険会社および委託割合は変更されることがあります。
(上記の委託保険会社および委託割合は令和6年3月現在のものです。)

この頁をコピーしてそのままFAX下さい

近畿運輸局関係人事異動

－令和7年4月1日付－
(当協会関係一部抜粋)

近畿運輸局

役 職	新 任	旧 任
自動車交通部次長	河原正明	山本康彦
自動車技術安全部長	佐藤健二	野中秀紀
自動車技術安全部保安・環境課長	山崎信一	浦部勝弘
自動車技術安全部整備課長	福永清治	竹内弘明
自動車技術安全部管理課長	日高政美	北村正次
自動車監査指導部長	田辺剛敏	戸田辰司
自動車監査指導部次長	村田全央	早水研人

大阪運輸支局

役 職	新 任	旧 任
大阪運輸支局長	本田泰彦	岡本 昇
大阪運輸支局次長	早水研人	渡邊靖基
首席運輸企画専門官[総務企画]	田中郁代	釈迦戸久夫
首席陸運技術専門官(上席自動車検査官) [検査整備保安]	西野浩史	福永清治
首席運輸企画専門官[輸送] (トラック・物流荷主特別対策室併任)	堯原岳志	中村洋一
首席運輸企画専門官[監査(貨物)]	判治弘章 (陸運技術専門官 [検査整備保安]併任)	生島 稔

2025年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業 (Gマーク)の申請について

1. 申請案内の公開 (2025年5月上旬以降の予定)

- ①更新ハガキ → 5月中旬から下旬頃に(公社)全日本トラック協会から郵送(予定)
- ②Web申請 → 説明動画 (You Tube) が5月下旬頃に(公社)全日本トラック協会のHP配信予定
- ③Webシステム稼働 → 6月上旬頃 (予定)

2. 申請方法 (申請方式によって申請の仕方が異なります)

Webもしくは郵送申請のみとなります。

・Web申請 (Webのみで完結)

- ◎1回目～5回目の更新(申請方式B、E方式)は、Web申請システムによる受付のみで、郵送による申請は不要となります。

・郵送申請 (Web申請システム作成後、申請書+書類を郵送)

- ◎Web申請システム作成後、申請書を印刷し、「安全性に対する取組の積極性」に係る書類と同封して郵送ください。新規申請、1回目～5回目の更新(申請方式A、C方式)を申請の場合は、「安全性に対する取組の積極性」の挙証書類の提出があるため、申請の際は、①第1号様式または第6号様式の申請書、②自認書(第2号様式)、③「安全性に対する取組の積極性」の資料等をファイルに入れて、下記の送付先へ郵送してください

(資料を郵送する際には一般書留郵便、簡易書留郵便、レターパックプラス、信書便(信書用宅配便)など荷物追跡が可能な方法で発送してください)

3. 受付期間

2025年7月1日(火)～7月14日(月)(土日除く、ただし申請システムは土日稼働)

※郵送の場合、7月14日(月)必着

4. 送付先およびお問い合わせ先

〒536-0014 大阪府大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号

(一社)大阪府トラック協会 適正化事業部

電話 06-6965-4024 FAX 06-6965-1902

5. その他

※申請期間中は電話及び受付業務が大変混雑するため、申請書類のチェック、お問い合わせについては、6月末までをお願い致します。

7月は書類の確認を行いませんので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

近畿地区軽油価格調査集計表(2025年2月分)

全ト協調ベ

※消費税抜き価格です

■単純集計表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	133.38	121.07	128.77

■元売別集計表

元売別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	132.50	120.36	124.01
出光昭和シェル	147.50	121.68	133.00
キグナス			
コスモ	137.05	121.13	129.05
その他	129.78	121.17	131.14

■月間購入量別集計表

月間購入量別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	136.00	121.50	129.13
30～50キロリットル未満	132.00	120.11	126.20
50～100キロリットル未満	126.24	121.01	
100キロリットル以上	129.60	119.55	

■支払期限別集計表

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	138.20	121.47	126.70
30～60日未満	132.36	120.57	129.06
60日以上	151.90	123.66	

■軽油価格推移表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2024年10月	128.45	114.53	124.90
2024年11月	127.70	114.54	125.71
2024年12月	129.28	115.61	124.75
2025年1月	132.01	120.25	127.23
2025年2月	133.38	121.07	128.77

軽油「元売別」購入価格表(1ℓ当たり)

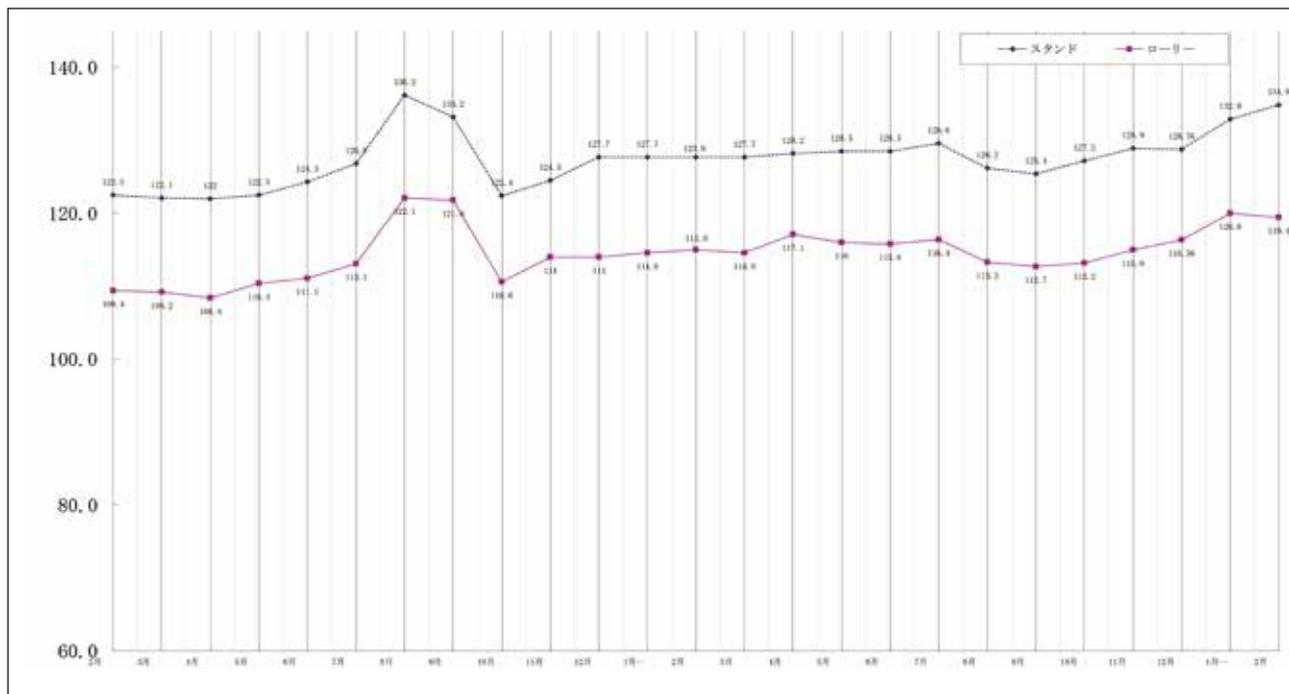
(2025年2月度)

大ト協調ベ

※消費税抜き価格です

項目 元売別	スタンド買い		ローリー買い	
	平均(円)	最低(円)	平均(円)	最低(円)
エネオス	138.3	126.0	116.9	94.6
出光	134.7	126.0	124.6	118.3
昭和シェル	136.8	126.0	120.6	118.7
モービル				
エッソ			121.0	121.0
ゼネラル			121.0	121.0
キグナス				
コスモ	137.7	125.5	121.4	119.0
その他	129.4	122.0	117.0	98.0
全社	(加重平均値)134.9	(最低価格)122.0	(加重平均値)119.4	(最低価格)94.9

軽油購入価格推移表 (平均値)



近畿の交通規制情報 (規制終了が早い順に掲載しています)

近畿の交通規制情報(規制終了が早い順に掲載しております)

●実施中 (令和7年4月中旬まで)

吹田 SA (上り線) ガスステーション 営業休止

●5月18日

堺筋 (日本橋筋商店街アーケード沿い、恵美須入路交差点北詰から日本橋3丁目南交差点南詰まで約600メートル)

●実施中 (令和7年5月30日まで)

神戸淡路鳴門自動車道 淡路島南 IC ~ 鳴門北 IC (下り線) 昼夜連続車線規制

●実施中 (令和7年10月下旬まで)

国道176号 十三バイパス (北行き一方通行) 終日車線規制

●実施中 (終了未定)

国道26号堺市フェニックス通り 住吉橋付近 車線規制

●実施中 (終了未定)

関西国際空港連絡橋 りんくう JCT ~ 関西国際空港 IC (上下線) 車線規制

その他の道路規制や最新情報は当協会 HP や
各道路会社 HP の道路規制情報をご覧ください



(一社)大阪府トラック協会
道路規制情報ページ

新米トラガール ひかりちゃん

作/たあちゃん



いつもご覧いただきありがとうございます。今回の4コマ漫画はトラの助が小さな子供をいじめているとつばさちゃんが「勘違い」（名前もトラジローと勘違い）されているストーリーとなっていますが、労働の現場でも勘違いからヒドイ誤解を生み、その結果大きなトラブルに発展するケースがあります。そうです! 「各種ハラスメント等」です。ここで「等」とわざわざ記載したのは、モラルハラスメントから派生し、様々なハラスメントが存在するためです。パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント、スメルハラスメント、マタニティハラスメント（正式には「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」という）など本当に今の時代なんでもハラスメントと付けたがる風潮です。しかし、法律的に定義されているのは、「パワーハラスメント（労働施策総合推進法第30条第2項）」、「セクシャルハラスメント（男女機会均等法第11条、他多数）」、「マタニティハラスメント（育児介護休業法第10条、男女機会均等法第9条第3項）」であり、スメルハラスメントやカスタマーハラスメント（東京都の条例はあるが法律ではない）は法律の根拠がないハラスメントです。ハラスメントの定義を一つとっても勘違いしている人はたくさんいますので、今回のコラムを読んだ方々は誤解ないようにしましょう。そして、勘違いが多いハラスメントとして、パワーハラスメントは挙げられますが、何でもかんでも「パワハラや!」と言っている現場に遭遇することは無いですか? 皆さんよく、「私がハラスメントと感じたらハラスメントなんや!」と堂々と仰る方も本当に多いです。労働施策総合推進法第30条第2項の条文は「事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。」となっておりますが、重要な要素は「優越的な関係を背景」、「業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの」、「労働者の就業環境が害される」という点です。そして、「優越的な関係を背景」は上司から部下だけではなく、部下から上司へのハラスメント（小規模な会社では従業員から経営者に対して）も対象となります。何でもかんでも困ったときの「パワハラや!」じゃないということをきちんと理解しておいてください。以上、今回は「勘違い」から発生する様々な誤解の例としてハラスメントに関してご紹介させていただきました。みなさん、正しい理解をして日々の業務に邁進しましょう!

社会保険労務士法人

X-Y-Z パートナークリエイト. 特定社労士 戸川一秋

SNS 更新中!!



エックス



YouTube



Instagram



OSAKA TRUCKING ASSOCIATION

TikTok



大阪府トラック協会
ぜひ、チェック&フォロー
お願いします!



府下営業用トラック増・減車状況

(最近3カ月)

	増・減車区分	事前届出					
		件数			台数		
		12月	1月	2月	12月	1月	2月
特別積合せ	増車	0	0	0	0	0	0
	減車	0	0	0	0	0	0
一般	増車	(6)524	(9)490	474	(26)939	(33)803	767
	減車	499	484	498	886	762	761
特定	増車	0	0	0	0	0	0
	減車	0	0	0	0	0	0
合計	増車	(6)524	(9)490	474	(26)939	(33)803	767
	減車	499	484	498	866	762	761

※ () 新規許可内数(大阪運輸支局調べ)

※ () 新規許可 タクデリ:0件 (0台)

◎運行管理者等指導講習業務

(令和7年2月末現在)

年月	区分	一般講習			基礎講習		特別講習		
		開催回数	受講者数と区分		開催回数	受講者数	開催回数	受講者数	
			運行管理者	補助者等					計
令和7年2月		4	106	16	122	0	0	0	0
令和6年度累計		36	1,549	346	1,895	5	408	2	38

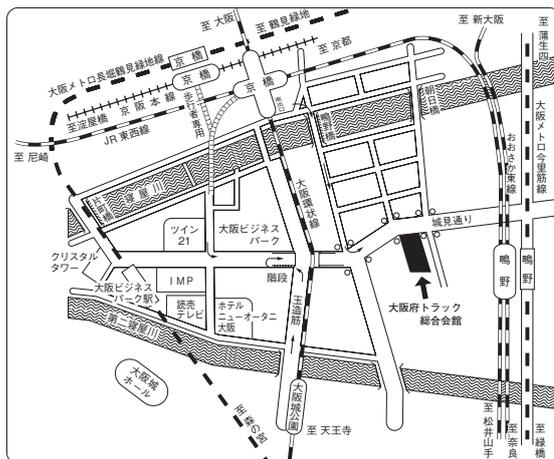
◎適性診断業務

(令和7年2月末現在)

年月	区分	受診者数						合計
		任意		義務				
		一般	特別	初任	適齢	特定I	特定II	
令和7年2月		674	0	235	58	10	0	977
令和6年度累計		7,397	2	3,156	654	83	4	11,296

NASVAだより

大阪府トラック総合会館



●交通のご案内●

- JR大阪環状線・・・
 - 「京橋」南出口徒歩約10分
 - 「大阪城公園」徒歩約10分
- JR東西線・・・
 - 「京橋」南出口徒歩約10分
 - 「鳴野」徒歩約15分
- JRおおさか東線・・・
 - 「鳴野」徒歩約15分
- 京阪本線・・・「京橋」徒歩約15分
- 大阪メトロ長堀鶴見緑地線・・・
 - 「大阪ビジネスパーク」徒歩約10分
 - 「京橋」徒歩約20分
- 大阪メトロ今里筋線・・・
 - 「鳴野」徒歩約15分

「トラックの日」行事 チャリティー 募金等を能登半島地震の義援金 ならびに交通遺児支援として寄贈

当協会 青年部会は、社会貢献の一環として、昨年11月3日に当協会が開催した「トラックフェスタ2024」での来場者からの募金126,129円と合わせて青年部会各ブースでの収益の一部を、(一社)石川県トラック協会を通じて令和6年能登半島地震の義援金として、また、(公財)交通遺児等育成基金への寄附金としてそれぞれ寄贈した。

(公財)交通遺児等育成基金は交通遺児と交通重度障害を負われた方の子弟の生活基盤の安定と健全育成の支援を目的に交通遺児育成基金事業、交通遺児等支援給付事業(社会福祉事業)等を実施している。

3月19日には大阪府トラック総合会館において、当協会 青年部会 中邨 一部会長から、(公財)交通遺児等育成基金の関連団体である(独)自動車事故対策機構 大阪主管支所 川又淑史 主管支所長へ寄附金を寄贈した後、その活動に対して右記の感謝状が授与された。



寄附金を寄贈する
当協会 青年部会 中邨 一部会長 (写真左)



「安心」を運ぶ、それが私たちの誇りです。
編集・発行 一般社団法人 大阪府トラック協会

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
TEL 06-6965-4000(代表) FAX 06-6965-4019
ホームページ <https://www.truck.or.jp/>

トラック広報 2025年4月号(通巻736号)
令和7年4月15日発行(毎月1回15日発行)



トラックフェスタにご来場者いただいた皆様から
トラックドライバーの皆様へ直筆メッセージ

いつもご丁寧ありがとうございます。
これからもよろしく願っています。

(中学2年生・女性)



4月の安全運転実践目標

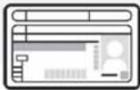
大阪府自動車交通事故防止実行会
大阪府警察本部交通部

令和7年
3/24
運用開始!

マイナンバーカードを 運転免許証として、 利用できるようになります。



免許証は選べる 3 タイプ



免許証
のみ



マイナ免許証
(免許情報が記録されたマイナンバーカード)
のみ



両方

※ 運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯
※ 免許情報を読み取る場合には、「マイナ免許証読み取りアプリ」を利用（券面には免許情報が記載されないため）



希望する方は、マイナ免許証を持つことができます。

希望者は運転免許の情報をマイナンバーカードに記録できるので、免許証の面倒なアレコレがらくらくスムーズに！

メリット
1

住所変更等がラクに！
(マイナ免許証のみ)

メリット
2

オンライン更新時講習が受講可能に！
(優良運転者講習・一般運転者講習)

メリット
3

**住所地以外での
更新の迅速化・申請期間延長！**

メリット
4

更新手数料が安く

※ 住所変更フロンストップサービス等の利用申請やマイナポータル連携手続のためには、運転免許センター等でマイナンバーカードの署名用電子証明書の提出が必要であることから、一体化の手続前に6～16桁の暗証番号を予め準備する必要があります。

YouTube 「大阪府警察交通部公式チャンネル」で動画配信中!



右のQRコードを読み込んでいただくか「大阪府警察交通部公式チャンネル」で検索して下さい。

大阪府警察交通部公式チャンネル

検索



【お問い合わせ先】大阪府警察本部 交通部交通総務課 安全広報係 **TEL.06-6943-1234**

カチッとね ベルトが守る その笑顔

みなさんのご協力をお願いします

事業用貨物自動車の交通事故発生状況

● 各年の12月末までの確定値

区分 \ 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
件数	1,677	1,879	1,916	1,802	1,793
死者数	17	22	15	19	13
負傷者数	1,970	2,207	2,258	2,158	2,124

● 各年の2月末までの確定値

区分 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
件数	239	240	250	250	254
死者数	2	1	5	1	4
負傷者数	276	274	288	295	305

● 各年の2月中の確定値

区分 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
件数	122	115	127	134	139
死者数	1	1	0	1	3
負傷者数	138	134	154	153	173

注：件数は事業用貨物自動車1当となった事故件数、死傷者数はその事故により生じた全死傷者数を計上。

通 報

大ト協第4号
令和7年4月

各 位

一般社団法人 大阪府トラック協会
会 長 坂 田 喜 信

自動車安全運転センターが交付する 「運転記録証明書」発行手数料の助成について (ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、無免許運転等による交通事故防止対策として、自動車安全運転センター大阪府事務所における「運転記録証明書」発行手数料につきまして、令和7年度においても、下記のとおり、助成を実施することといたしましたのでご案内申し上げます。

つきましては、本案内をよくご覧のうえ、ご利用くださいますようお願いいたします。

記

1. 助成対象

大阪府下事業所在籍の営業用貨物車両の運転者が「運転記録証明書」を
自社（代理人申請）にて取得する場合に限る。

2. 助成額

「運転記録証明書」発行手数料（1件当り 670円）

※申請・交付等に係る郵送料・交通費などは各社にてご負担下さい。

3. 助成期間

令和7年4月1日（火）～ **令和7年6月30日（月）**

※ 上記期間に、自動車安全運転センターで運転記録証明書の申請が受理されたものに限ります。（郵送の場合は必着）

※ なお、大阪府無事故・無違反チャレンジコンテストの申込み分については別途助成いたします。コンテストの詳細については後日、ご案内いたします。

4. 助成方法

(一社)大阪府トラック協会専用の交付申請書にて申請することにより、各社は手数料を納付することなく取得できます（後納扱いとなり、大ト協に対し一括請求されます）。申請先は**自動車安全運転センター大阪府事務所（住所は下記記載のとおり）**に郵送もしくはご持参し、ご申請下さい。

※（一社）大阪府トラック協会専用の交付申請書はトラック協会各支部または本部にてお受け取りください（郵送での対応はいたしかねます）。

※申請書は（一社）大阪府トラック協会の印字された用紙が有効となります。

※年度毎に申請書に変更がありますので、必ずトラック協会各支部または本部にて申請書をお受け取りください。

5. その他

個人情報保護等については十分ご注意ください。なお、運転記録証明書取得ならびに利用によるトラブル等について、当協会は責任を負いかねますのでご了承ください。

6. 問い合わせ先

<助成に関するお問い合わせ先>

(一社)大阪府トラック協会 業務部
TEL. (06) 6965-4036

<発行・申請等に関するお問い合わせ先>

〒571-0033
門真市一番町23-16 (大阪府警察本部門真運転免許試験場内)
自動車安全運転センター大阪府事務所
TEL. (06) 6909-5821

通 報

大ト協第5号
令和7年4月

各 位

一般社団法人 大阪府トラック協会
会長 坂 田 喜 信

令和7年度 初任運転者に対する「安全運転の実技」研修の実施について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、協会運営に格別のご理解ご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、運転者を新たに雇い入れた事業者に対し安全確保、事故防止等の観点から、指導項目のうちの1項目である「安全運転の実技」について、運転者向けの研修を実施いたします。

つきましては、新規に運転者を雇い入れた事業者におかれましては、この機会にぜひご利用いただきますようご案内いたします。

なお、この研修につきましては、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条に基づく初任運転者に対する特別指導ではないことを申し添えます。

また、申請方法につきましては、郵送での受付となりますので、よろしく願いいたします。

記

1. 研修対象者

運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（大阪府下事業所在籍の従業員に限る）

2. 研修会場

堺自動車教習所（堺市堺区神南辺町4-124-1）

3. 研修内容（教習車は中型（5.5t）、準中型（2t）の選択となります）

- ・安全運転実車走行（基本走行）約1時間
- ・安全運転実車走行（応用走行）約2時間

※開始から終了まで約3時間かかります。

4. 研修受講料

中型：26,400円、準中型：23,100円

※ 未受講時のキャンセル料等は各社の負担となります。

5. 助成額

助成額につきましては研修受講料の1/2（中型：13,200円、準中型：11,550円）となります。

※ ただしドライバーが個人で受講料を支払った場合は助成金を交付しません。

6. 研修受講予約の受付期間

令和7年4月1日（火）～令和8年2月27日（金）

7. 研修受講予約以降の流れ

① 堺自動車教習所に直接ご連絡いただき、受講予約を行ってください。

予約が完了しましたら、別添の「安全運転の実技」研修の申込書（受講票）をFAXで提出してください。

<受講予約・申込先>

堺自動車教習所 TEL (072) 227-6620

FAX (072) 221-6403

（平日 9:30～20:00、土日祝 9:30～18:00 年末年始以外無休）

② 研修受講終了後、様式1（初任運転者安全教育訓練助成金交付申請書）に必要書類（修了証の（写）、領収証の（写））を添えて大阪府トラック協会にすみやかに提出してください。（令和8年2月27日（金）締め切り）

※提出先【郵送先】

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西 2-11-2

一般社団法人大阪府トラック協会 業務部

8. お問い合わせ先

（一社）大阪府トラック協会 業務部

TEL (06) 6965-4036

堺自動車教習所へのアクセス



所在地 堺市堺区神南辺町4丁124-1
電話 072-227-6620

南海本線 堺駅 西出口(ホテル アゴラリージェンシー側)を出てください。
ボーリング場(ラウンドワン)の信号を含め、3つ目(北公園前)を左折
100メートルほどで左側が教習所です。

「安全運転の実技」研修の申込書(受講票)

堺自動車教習所 殿		申込年月日		令和		年		月		日		
事業者名		⑩										
支店名・営業所名												
会社所在地		〒 -										
電話・FAX番号		電話 ()				FAX ()						
申請責任者		役職		氏名								
教習車 (選択するものに○)		中型(5.5t) ・ 準中型(2t)										
研修受講者	ふりがな											
	氏名											
	緊急連絡先 (携帯電話等)											
	受講希望日		令和 年 月 日() 午前・午後 : ~ :									
	現有免許 (いずれかに○)		普通	準中型 (5t限定)	準中型	中型 (8t限定)	中型	大型				
注意事項		<ol style="list-style-type: none"> 1. 受講開始()分前に、本申込書(受講票)を受付にてご提出ください 2. 運転に適した服装でお越しください 3. 運転免許証を必ずご持参ください(路上走行することがあります) 4. 当日、指導教官から酒気帯びと判断された方は受講できません。 また、受講料も返金できませんので前日からの体調管理にご注意ください。 5. その他 										

堺自動車教習所 FAX (072)221-6403

準中型車両・中型車両 安全運転研修プログラム(3時限)

時刻	項目	内容	備考
	オリエンテーション	① 研修目的説明 ② プログラム内容説明 ③ 注意事項説明(運転免許証の確認含む)	10分
	所内走行	① 慣熟走行 ・ 所内外周及び幹線コース走行 ② S・クランクコース走行 ・ 前進及び後退での走行 ③ 方向変換・縦列駐車・あい路走行 ・ 後退誘導も含めた車体、車輪感覚(内輪差の理解)	40分
	一般道路走行	① 市街地走行 ・ 遵法運転 ・ 住宅街における車体感覚及び危険予測 ・ 振出し確認の重要性 ・ 安全な交差点通行(右左折方法含む)	80分
	まとめ	○ 講評	10分
	終了	○ 解散	

※ 休憩は状況により、適時確保いたします。

※ 現有免許により、安全運転研修プログラムの変更があります。

捨印

(様式 1)

所属支部 _____ 支部
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

〒 _____
住 所 _____
事業者名 _____
代表者名 _____ (印)
電話番号 _____
担当者名 _____

令和7年度 初任運転者安全教育訓練助成金交付申請書

標記、初任運転者安全教育訓練を受講し修了いたしましたので、下記の通り助成金の交付を申請いたします。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等 (※) に該当しないことを誓約いたします。

記

1. 助成金申請額 _____ 円 (中型 @13,200 円× 名分)
※金額訂正は不可 (準中型 @11,550 円× 名分)
2. 助成金振込先口座
金融機関名 _____ 支店名 _____
口座種別 (当座・普通) 口座番号 _____
フリガナ
口座名義 _____
3. 受講者一覧

No.	受講者名	所属営業所名・所在地 (本社の方は、本社と記入して下さい。)	受講日及びコース
記入例	〇〇 ××	本社営業所 (所在地 大阪市)	令和7年 4月 1日 ((中型) ・ 準中型)
1		(所在地)	令和 年 月 日 (中型 ・ 準中型)
2		(所在地)	令和 年 月 日 (中型 ・ 準中型)
3		(所在地)	令和 年 月 日 (中型 ・ 準中型)

※助成対象は大阪府下事業所在籍の従業員に限ります。

必要書類 (※ 詳細は別紙案内をご覧ください)

- ① 修了証 (写) ② 領収証 (写)

※ただし、ドライバーが個人で受講料を支払った場合は助成金を交付しません。

(※) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例第二条第四号に規定する暴力団密接関係者に掲げる者

● 助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい ●

通 報

大ト協第6号
令和7年4月

各 位

一般社団法人 大阪府トラック協会
会 長 坂 田 喜 信

「適性（一般）診断」受診料助成について （ご 案 内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、下記の助成対象機関で実施しておりますみだしの「診断」に係る経費につきまして、令和7年度も下記のとおり助成を実施いたしますのでご案内申し上げます。

なお、適性診断の「特別診断・初任診断・適齢診断・特定診断Ⅰ・Ⅱ」の受診料ならびに運行管理者の「一般講習・特別講習」の受講料についての助成はいたしませんので、従来どおり各社にてご負担いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 助成対象

大阪府下事業所在籍の営業用貨物車両運転者に「2. 助成対象機関」において適性診断(一般診断)を受診させる場合に限る。

2. 助成対象機関

- ・独立行政法人自動車事故対策機構 近畿各支所（滋賀県を除く）
- ・ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センター
- ・大阪都島自動車学校
- ・堺自動車教習所
- ・大阪香里自動車教習所
- ・エムケー物流株式会社
- ・近鉄自動車学校

3. 助成額

受診者1名あたり2,400円（税込み）

（カウンセリング付を受講された場合は、カウンセリング代のみ自社負担となります）

4. 助成期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

5. 申込方法

各実施機関専用申込書で受診することにより、当日受診料を支払う必要はありません。(後納扱いとなり、大阪府トラック協会に対し一括請求されます。)

●独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所

- ①独立行政法人自動車事故対策機構のホームページより受診のお申し込みをしてください。申し込みの際はIDとパスワードが必要となりますので、初めて受診される際は、自動車事故対策機構にお問い合わせ下さい。
- ②トラック協会各支部にて「事故対策機構」用の「適性診断受診申込書」を受け取ってください。(受診当日までに記入してください)
- ③受診当日、受診者本人が上記「適性診断受診申込書」を「事故対策機構」の窓口に提出して下さい。
※「ナスバネット」もご利用になれます。詳しくは自動車事故対策機構までお問い合わせください。

●ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センター

- 大阪都島自動車学校 ●堺自動車教習所 ●大阪香里自動車教習所
●エムケー物流株式会社 ●近鉄自動車学校

- ①各実施機関へ電話、FAX、ホームページのいずれかにて受診の申込を行ってください。
- ②トラック協会各支部にて各実施機関専用の「適性診断受診申込書」を受け取ってください。(ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センターを除く。)
- ③受診当日、受診者本人が上記の「適性診断受診申込書」を各実施機関の窓口に提出して下さい。(受診当日までに必要事項を記入してください。)

6. その他

事業所の所在地を考慮し、独立行政法人自動車事故対策機構近隣各府県支所(京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県)での受診についても助成対象といたします。ただし、「1. 助成対象」に該当するものに限りです。

7. 適性(一般)診断に関する問い合わせ先

- 独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所
TEL. (06) 6942-2804
- ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センター
TEL. (06) 6613-1800
- 大阪都島自動車学校
TEL. (06) 6922-1200
- 堺自動車教習所
TEL. (072) 242-8070
- 大阪香里自動車教習所
TEL. (072) 831-0668
- エムケー物流株式会社
TEL. (072) 882-0070
- 近鉄自動車学校
TEL. (072) 331-2424

通 報

大ト協第7号
令和7年4月

各 位

一般社団法人 大阪府トラック協会
会 長 坂 田 喜 信

「運行管理者・基礎講習」受講料の一部助成について (ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、運行管理者・基礎講習につきまして、下記の機関における受講料の一部助成を実施いたしますのでご案内申し上げます。

なお、「運行管理者・一般講習および特別講習」の受講料についての助成はいたしませんので、各社にてご負担いただきますようよろしくお願いいたします。

また、申請方法につきましては、**郵送での受付**といたしますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 助成対象

大阪府下事業所在籍の従業員が「2. 助成対象機関」において「運行管理者・基礎講習」を受講し、その費用の全額を当該事業者が負担していること。

2. 助成対象機関

(1) 独立行政法人自動車事故対策機構 (滋賀県を除く、近畿各支所)

※e ナスバ (詳細につきましては独立行政法人自動車事故対策機構のホームページをご覧ください) についても助成対象となりますが、申請方法が異なりますので「5. 申請方法」をご確認いただいたうえで申請ください。

(2) ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センター

(3) 大阪香里自動車教習所 (4) 大阪都島自動車学校

(5) 梅田運輸倉庫株式会社 (6) 大阪日野自動車株式会社

(7) 近鉄自動車学校 (8) サントリーロジスティクス株式会社

(9) 八尾自動車教習所

3. 助成額

1名あたり 4,450円(受講料の1/2) ※受講料は8,900円です。

4. 申請期間

(1) ●独立行政法人自動車事故対策機構（滋賀県を除く、近畿各支所）

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

※書類必着、上記期間に受講し、大阪府トラック協会宛に助成申請したもの。

(2) ●ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター

- 大阪香里自動車教習所 ●大阪都島自動車学校
- 梅田運輸倉庫株式会社 ●大阪日野自動車株式会社
- 近鉄自動車学校 ●サントリーロジスティクス株式会社
- 八尾自動車教習所

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

※上記期間中に基礎講習を受講したもの。

5. 申請方法

●独立行政法人自動車事故対策機構（対面・動画視聴方式）の場合
（滋賀県を除く、近畿各支所）

① 「運行管理者・基礎講習」受講助成金交付申請書（様式1）

※6名以上受講の場合は、様式2も使用してください

② 基礎講習修了書（写） **※手帳の写しは不可。**

③ 領収証（写） **※余白等に受講者名をご記入ください。**

**なお、受講者が個人で受講料を支払った場合は
助成金の対象となりません。**

・受講当日は、**1名あたり受講料8,900円が必要**となります。

・受講後上記書類を「6.申請先」に郵送にて1名あたり4,450円の助成申請が必要となります。

●独立行政法人自動車事故対策機構（eナスバ）の場合

① 「運行管理者・基礎講習」受講助成金交付申請書（様式1）

※6名以上受講の場合は、様式2も使用してください

② 基礎講習修了書（写）

③ 領収証（写） **※余白等に受講者名をご記入ください。なお、受講**

**者が個人で受講料を支払った場合は助成金の対象
となりません。**

・受講後上記書類を「6.申請先」に郵送にて1名あたり4,450円の助成申請が必要となります。

- ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センター
- 大阪香里自動車教習所 ● 大阪都島自動車学校
- 梅田運輸倉庫株式会社 ● 大阪日野自動車株式会社
- 近鉄自動車学校 ● サントリーロジスティクス株式会社
- 八尾自動車教習所

・ 上記各機関の場合、受講当日は、1名あたり受講料の1/2の金額(4,450円)で受講ができ、受講後の助成申請は不要となります。

※受講の手続きにつきましては、各機関にお問合せ下さい。

6. 申請先（郵送先）

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西 2-11-2
 一般社団法人 大阪府トラック協会 業務部
 TEL：(06) 6965-4036

7. 注意事項

ご申請後、申請書控えについてのFAX等やお電話での照会は一切いたしかねます。ご申請前に必ず各社で申請書類一式のコピーをとり、保管していただきますよう、よろしく願いいたします。

8. その他

事業所の所在地を考慮し、独立行政法人自動車事故対策機構近隣各府県支所（京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県）での受講についても助成対象といたします。**ただし、「1. 助成対象」に該当するものに限ります。**

9. 受講に関する問い合わせ先

- (1) 独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所
TEL：(06) 6942-2804
- (2) ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センター
TEL：(06) 6613-1800
- (3) 大阪香里自動車教習所 TEL：(072) 831-0668
- (4) 大阪都島自動車学校 TEL：(06) 6922-1200
- (5) 梅田運輸倉庫株式会社 TEL：(06) 6458-3012
- (6) 大阪日野自動車株式会社 TEL：(06) 6474-1856
- (7) 近鉄自動車学校 TEL：(072) 331-2424
- (8) サントリーロジスティクス株式会社
TEL：(072) 244-7361
- (9) 八尾自動車教習所 TEL：(072) 999-1234

所属支部 _____ 支部
令和 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

住 所 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ (印)

電話番号 _____

担当者名 _____

令和7年度 「運行管理者・基礎講習」受講助成金交付申請書

当社従業員が標記、「運行管理者・基礎講習」を受講し修了いたしましたので、下記の通り助成金の交付を申請いたします。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等（※）に該当しないことを誓約いたします。

記

1. 助成金申請額 _____ 円 (@ 4,450円 × _____ 名分)

※金額訂正は不可

2. 助成金振込先口座

金融機関名 _____ 支店名 _____

口座種別 (当座 ・ 普通) 口座番号 _____

フリガナ
口座名義 _____

3. 受講者一覧 (6名以上受講の場合は様式2も使用してください。)

No.	受講者名	所属営業所名・所在地 (本社の方は、本社と記入して下さい。)	受講日
記入例	〇〇 ××	本社営業所 (所在地 大阪 市)	令和 7年 4月 1日～ 4月 3日
1		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
2		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
3		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
4		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
5		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日

※助成対象は大阪府下事業所在籍の従業員に限ります。

必要書類 (※ 詳細は別紙案内をご覧ください)

① 基礎講習修了書 (写)

② 領収証 (写) ※余白等に受講者名を記入ください。

※ただし、ドライバーが個人で受講料を支払った場合は助成金を交付しません。

(※) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例第二条第四号に規定する暴力団密接関係者に掲げる者

● 助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい ●



(様式 2)

受講者一覧 (様式1の続き)

※6名以上受講の場合は、こちらに記載してください

No.	受講者名	所属営業所名 (本社の方は、本社と記入して下さい。)	受講日
6		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
7		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
8		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
9		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
10		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
11		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
12		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
13		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
14		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
15		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
16		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
17		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
18		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
19		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
20		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
21		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
22		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
23		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
24		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
25		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日

※助成対象は大阪府下事業所在籍の従業員に限ります。

通 報

大ト協第8号
令和7年4月

会 員 殿

一般社団法人 大阪府トラック協会
会 長 坂 田 喜 信

若年ドライバー等確保のための運転免許取得助成制度について (ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、事業者のみなさまにおかれましては、高等学校新卒者をはじめとする若年労働者等の確保に苦慮されていることと存じます。

こうした、みなさまのご努力の一助とするため、当協会では新たに採用した若年ドライバー（概ね35歳まで）に準中型免許を取得させた際に公安委員会指定教習所等での費用、令和4年5月13日に施行されました「受験資格特例教習」の受講費を助成する費用に加え、外国人ドライバーの外免切替講習受講費用の一部を助成する制度を実施いたします。

つきましては、同制度をご利用希望の事業者のみなさまは、下記要領によりお手続きくださいますよう、ご案内申し上げます。

また、申請方法につきましては、**郵送での受付**といたしますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 募集期間 令和7年4月1日（火）～令和8年2月27日（金）

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で即時受付を終了といたしますので、その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助 成 額 (1) 特例教習の受講
: 特例教習受講費用の1/3（100,000円を上限）
(2) 準中型免許の新規取得（普通免許取得後の取得を含む）
: 40,000円を上限
5トン限定準中型免許の限定解除: 25,000円を上限

(3) 外免切替講習の受講（普通免許又は準中型免許に係るものに限る）

：外免切替受講費用の1/2（40,000円を上限）

なお、多くの方に広く制度を利用していただくために、1事業者につき上限額は300,000円とします。

ただし、ドライバーが個人で特例教習・免許取得・外免切替受講費用を支払った場合は助成金を交付しません。

3. 交付対象

【特例講習の受講又は準中取得もしくは限定解除に係る要件】

全ト協の交付要件として下記①～⑥のすべての要件を満たす場合に限りです。

- ① 当該**会員**事業者が、令和6年(2024年)4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- ② 当該運転者は、平成元年(1989年)6月2日以降生まれであること。
- ③ 当該運転者が、令和6年(2024年)4月1日以降に**公安委員会指定**自動車教習所等を活用して、特例教習を受講修了または準中型免許を取得し、その**費用の全額を当該事業者が負担していること。**
- ④ 当該運転者が、助成金申請時に**大阪府下**当該事業所に在籍し、運転者として従事していること。
- ⑤ 当該運転者が、社会保険および雇用保険に加入していること。
- ⑥ 当該運転者が、国、地方自治体又はその他団体等が実施する助成制度との併用を可能とする。

※高等学校新卒者等で、当該会員事業者入社前の在学中(令和6年度中)に、上記準中型免許を取得した場合も対象とします。

【外免切替講習の受講に係る要件】

全ト協の交付要件として下記①～⑥のすべての要件を満たす場合に限りです。

- ① 当該運転者が、自動車運送業分野特定技能1号評価試験（トラック）に合格していること。
- ② 当該運転者が、特定活動の在留資格を取得していること。
- ③ 当該運転者が、令和6年(2024年)4月1日以降に、受講し、外免切替（普通免許又は準中型免許）における技能確認・知識確認に合格していること。
- ④ 当該運転者が、助成金申請時に**大阪府下**当該事業所に在籍し、運転者として従事していること。
- ⑤ 当該運転者が、社会保険および雇用保険に加入していること。
- ⑥ 当該運転者が、国、地方自治体及びその他団体等が実施する助成制度等により、準中型免許取得に係る助成金を交付されていないこと。

4. 申込方法

希望者(事業者)は受験資格特例教習の受講、準中型免許取得、限定解除、外免切替講習の受講後に、「若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成申請書」とともに、下記の①～④の添付書類を添えて申請を行ってください。

- ① 公安委員会指定自動車教習所等に、支払った費用の領収証の写し
- ② 従業員として雇用していることを確認するもの
(雇用保険被保険者証の写し等、事業所名の記載のあるもの)
- ③ 特例教習受講修了の書類または運転免許証の写し(限定解除は両面)
(当該運転者がマイナ免許証のみを保有しているときは、マイナポータルにログインするか、「マイナ免許証読み取りアプリ」を利用して、免許情報を表示した画面を印刷したもの)
- ④ 運転者として在籍していることを確認するもの(いずれかで可)
(直前勤務日の運転日報・点呼簿・運転者台帳)

5. 申請先【郵送先】ならびにお問い合わせ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2
(一社)大阪府トラック協会 業務部 宛
お問い合わせ先(06)6965-4036

若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成 申請書

(一社)大阪府		トラック協会会長 殿		申請年月日		年		月		日		
事業者名		印		法人番号								
支店名・営業所名												
会社所在地		〒 ー										
電話・FAX番号		電話 ()				FAX ()						
申請責任者		役職		氏名								
準 中 受 講 者 ま た は 免 許 取 得 者	ふりがな											
	氏名											
	生年月日		年 月 日生			年齢		歳				
	採用年月日		年 月 日									
	受講・取得内容 (いずれかに○)		(1)特例教習の受講 (2)①準中取得 (2)②5トン限定解除 (3)外免切替講習の受講									
教習・講習の受講 もしくは 準中型免許取得 (限定解除)年月日		年 月 日										
指定教習所等名称												
受講・取得費用		円										
助成金申請額		円										
振込先 金融機関		金融機関名			銀行						支店	
		ふりがな 口座名義										
		口座番号		普通・当座								
添付書類		1. 指定自動車教習所等に支払った費用の領収証の写し 2. 従業員として雇用していることを確認するもの (健康保険証の写し・雇用保険被保険者証の写し・その他:) 3. 受講修了の書類または運転免許証の写し 4. 運転者として従事していることを確認するもの(いずれかで可) (直前勤務日の運転日報・点呼簿・運転者台帳・その他:)										

※ 下記の同意内容を確認の上、口欄にチェック(☑)をご記入ください。

上記受講者・免許取得者の本助成事業の申請にあたり、国、地方自治体及びその他団体等が実施する助成制度等の申請・受領はしていません。(各ト協の助成制度は除く)

通 報

大ト協第9号
令和7年4月

会 員 殿

一般社団法人 大阪府トラック協会
会 長 坂 田 喜 信

自動点呼機器・DX導入促進助成制度について (ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、事業者のみなさまにおかれましては、輸送の安全確保の根幹を成す運行管理につきまして、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に苦慮されていることと存じます。

こうした、みなさまのご努力の一助とするため、当協会では自動点呼機器の導入費用の一部を助成する制度を実施いたします。

つきましては、以下の募集要領をご参照の上、ご活用いただきますようご案内申し上げます。

また、申請方法につきましては、**郵送での受付**といたしますので、よろしくお願いたします。

記

1. 募集期間 **令和7年4月1日(火)～令和8年2月27日(金)**

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で**即時受付を終了**といたしますので、その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助成額 **1事業者あたり1台、上限を100,000円とする。**

(契約期間中のサービス利用料を含む)

※Gマーク事業所を要する事業者は2台(上限200,000円)とする

3. 助成対象

全ト協の交付用件として下記①～④のすべての要件を満たす場合に限りです。

①大阪府トラック協会の会員事業者であること。

②助成対象機器は、国土交通省の認定を受けた自動点呼機器（別表）で、**令和7年4月1日以降**に、新たに導入した機器とする。

③導入費用には、機器本体の他、部品や付属品、周辺機器、セットアップ等の費用を含むものとする。なお、**消費税は導入費用には含まない**。

④**中小企業者で、大阪府下の事業所へ導入したものとする。**

（中小企業者とは、中小企業基本法による中小事業者。資本金の額または出資の総額が、3億円以下の会社または、常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人）

4. 助成申請方法

希望者（事業者）は**点呼支援機器等導入後**に、「**自動点呼機器・DX 導入促進助成事業 助成申請書**」とともに、下記の(1)～(4)の添付書類を添えて申請を行ってください。

(1)取扱店に支払った導入費用の領収証の写し

(2)契約書またはサービス利用申込書（又はシステム使用申込書）の写し
（表紙のみ、利用規約以降は省略可）

(3)管理NO（シリアルナンバー）が記載された書類の写し

（2）に記載されている場合は、不要）

(4)運輸局に提出した「業務後自動点呼の実施に係る届出書」の写し（受理印の押されたもの）

(5)Gマーク認定書の写し（2台申請の場合に限る）

5. 申請先【郵送先】ならびにお問い合わせ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 業務部 宛

お問い合わせ電話番号（06）6965-4036

○認定機器一覧（令和7年3月26日現在）

メーカー名	自動点呼機器の名称	認定日
(株)ナブアシスト	点呼+（プラス） デスクトップ版 （NDKAP200J）	2025年2月27日
	点呼+（プラス） ロボット版 unibo （NRTAP200U）	2025年1月29日
	点呼+（プラス） ロボット版 Kebbi （NRTAP200K）	2023年6月20日
(株)NPシステム開発	AI 点呼システム （TNK-NASYS / TNK-DASYS）	2025年2月3日
	モバイル点呼システム SP （MLC-MTSYSSP）	2025年3月26日
(株)アネストシステム	BusinessSupportSystem (BSS) 自動点呼機能	2025年3月24日
(株)ウイズ	タブレット自動点呼「kenco (ケンコ)」	2025年3月23日
(株)コア関西カンパニー	Cagou IT 点呼	2024年1月17日
中央矢崎サービス(株)	自動点呼システム「SAN 点呼」TH-01	2023年8月24日
東海電子(株)	e 点呼セルフ Type ロボケビー	2023年6月20日
Lark Japan (株)	Lark 自動点呼	2024年3月7日
(株)NCE	遠隔点呼くん+セルフ （SRMCALL0001）	2024年4月12日
(株)マーブル	Fine Tenko Manager	2024年10月10日
GO(株)	Go ドライバー	2024年10月17日
矢崎エナジーシステム(株)	ESTRA-Web2	2024年11月8日
NBC情報システム(株)	ノンドラン	2025年2月27日
(株)デジタルロジスティクス	SASUKE AR	2025年3月7日
(株)電脳交通	電脳点呼	2025年3月21日

※随時機器を認定し、その結果を下記の国土交通省ウェブサイトにおいて公表

【運行管理高度化検討会のページ】

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html

自動点呼機器・DX導入促進助成事業 助成申請書

（一社）大阪府 _____ トラック協会会長 殿

※ 下記の同意内容を確認の上、□欄にチェック(☑)をご記入ください。(チェックがないと受付不可)

本助成事業の申請にあたり、国及び地方自治体が発行する助成制度等の申請・受領はしていません。

申請年月日		令和 年 月 日							
事業者名		印							
支店名・営業所名									
会社所在地		〒 _____							
電話・FAX番号		電話 ()				FAX ()			
申請責任者		役職		氏名					
安全性優良事業所(Gマーク)の認定証番号									
自動点呼機器	機器の名称	○メーカー名 :							
		○機器名称 :							
	(※)管理NO (シリアルナンバー)								
	契約日もしくは利用開始日	令和 年 月 日							
取扱店									
導入費用		円							
助成金申請額		円							
振込先金融機関		金融機関名	銀行						支店
		ふりがな 口座名義							
		口座番号	普通・当座						
添付書類		1. 取扱店に支払った導入費用の領収証の写し 2. 契約書もしくはサービス利用申込書等の写し 3. 管理NOが記載された書類の写し (2. に記載されている場合は、不要) 4. 国土交通省に届出をして受理された「業務後点呼の届出実施にかかる届出書」の写し (受領印を確認) 5. Gマーク事業所は、有効期限内の認定証の写し(2台申請する場合必要)							

※契約書もしくはサービス利用申込書等に記載された管理NO(シリアルナンバー)を記載すること。

通 報

大ト協第10号
令和7年4月

会 員 殿

一般社団法人 大阪府トラック協会
会 長 坂 田 喜 信

血圧計導入促進助成制度について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、健康起因事故や過労死の原因のひとつである脳梗塞や心筋梗塞などの脳・心臓疾患は高血圧が原因とされており、その予防には血圧の測定による疾患の早期発見と、日常の血圧測定による自己管理の徹底を図ることを業務の仕組みの中に取り込むことが重要です。

こうした、みなさまのご努力の一助とするため、全ト協では助成対象とする血圧計を購入した際に、一部費用を助成する制度を実施いたしております。

つきましては、下記要領をご参照のうえご利用いただきますよう、ご案内申し上げます。

また、申請方法につきましては、**郵送での受付**といたしますので、よろしく願いいたします。

記

1. 募集期間 令和7年4月1日(火)～令和8年2月27日(金)

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で即時受付を終了いたしますので、その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助成額 血圧計本体取得価格(税抜)の1/2、上限5万円

3. 助成要件 ○大阪府トラック協会の会員事業者であること

○令和7年4月1日(火)以降に購入・支払ったもの

○中小企業者で、大阪府下の事業所で購入したもの

※中小企業者とは、以下のいずれかとします

・資本金の額または出資の総額が3億円以下の法人

・常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人

○国から補助金が交付された機器については助成いたしません。

4. 対象機器 次頁「血圧計導入促進助成対象機器一覧」参照
5. 申込方法 購入後、(様式1)「血圧計導入促進助成金交付申請書兼誓約書」と
下記、必要書類を添えて申請を行ってください。
6. 必要書類
- ① 請求書(写)
 - ② 領収証(写)、または割賦販売契約書(写)
 - ※ 振込明細書等(写)も可(但し、支払元・振込先・金額が明記されていること)
 - ※ 領収証、振込明細書等(写)は、切り貼りや修正があるものは認められません。
7. その他
- ・記入の訂正は、**修正液等を使用せず、二重線で消した上から書き直してください。**
 - ・**申請前に、各社にて申請書類のコピーをお取りください。**

(助成金申請先【郵送先】ならびにお問合せ先)
〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2
(一社)大阪府トラック協会 業務部
TEL:(06)6965-4036

血圧計導入促進助成対象機器一覧(令和7年4月1日現在)

メーカー名(50音順)	機器名称	型式
(株)エー・アンド・デイ	全自動血圧計 診之助 Slim	TM2657P-JC
		TM2657VP-JC
		TM2657WP-JC
		TM2657WVP-JC
オムロンヘルスケア(株)	自動血圧計 健太郎	HBP-9020-JP
		HBP-9021-JP
		HBP-9020
		HBP-9021
		HBP-9030
		HBP-9031C
		HBP-9035
		HBP-9036C
キヤノンマーケティング ジャパン(株)	全自動血圧計	UDEX-i Type II
		UDEX-i 2 Type II
(株)スズケン	全自動血圧計	AC 05P
(株)タニタ	全自動血圧計	BP-900
		BP-910

捨印

(様式 1)

令和 年 月 日
支部

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

〒

住 所

事業者名

代表者名 ⑧

電話番号

FAX 番号

担当者名

令和7年度 血圧計導入促進助成金交付申請書兼誓約書

当社におきまして血圧計を導入いたしましたので、下記の通り助成金の交付を申請いたします。
なお、機器の導入に対して国等の補助金交付申請を行わない（行っていない）こと、ならびに
中小企業者であることを、誓約いたします。

記

1. 助成金申請額 _____ 円 (@ _____ 円 × _____ 台)

※金額訂正は不可

(※助成単価は、取得価格（税抜）の1/2、かつ上限50,000円)

2. 導 入 機 種 _____

3. 助成金振込口座

金融機関名 _____ 支店名 _____ 口座種別（当座・普通） _____

口座番号 _____ フリガナ
口座名義 _____

＜ 必要書類 ＞

1. 請求書（写）
2. 領収証（写）、割賦販売契約書（写）

- 誓約書（ 内にチェック（✓）を入れてください）
- 国の補助金交付申請を行いません。（行っていない）
- 中小企業者で、大阪府下の事業所で購入いたしました。

◆助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取りいただき、保管してください◆

令和7年度 整備管理者選任 『前』 研修 開催のご案内

(大阪府トラック協会 会員限定)

- 開催日時 令和7年6月11日(水) 13:30～16:30
※遅刻は認められませんので、時間に余裕をもってご参加ください。
※受付開始は12:30～を予定しています。
- 開催場所 大阪府トラック総合会館 6階(大阪市城東区鳴野西2-11-2)
※会場への車での来場はご遠慮ください
- 内 容 新たに整備管理者として選任を予定されている方を対象に、道路運送車両法施行規則第31条の4に定める、地方運輸局が行う整備管理者選任前研修を実施いたします。
- なお、以下に該当する方はこの研修を受講する必要はございません。
①過去に整備管理者選任前研修を修了された方
②自動車整備士(1級～3級)の国家資格をお持ちの方
- 講 師 近畿運輸局 大阪運輸支局 検査・保安部門 担当官
- 定 員 100名
- 申し込み締め切り 令和7年6月3日(火)
※定員に達し次第〆切りとさせていただきます。
- その 他 ・受講料は無料です。
・受講後に修了書を交付いたします。
・当日は、本人確認のための身分証明書(運転免許証等)を必ずご持参ください。
- お問合せ先 適正化事業部 TEL 06-6965-4024



申込み方法

HP (<https://www.truck.or.jp/publics/index/289/>)
または左記QRコードよりお申し込みください。

各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 坂 田 喜 信

「熱中症予防対策セミナー」開催のご案内

～ 衛生管理者・安全衛生推進者向け講習会 ～

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当支部の活動に対し格別のご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、暑くなる前からの対策が重要です。

厚生労働省の統計では、令和6年（2024年）の職場における熱中症による死傷者数（令和7年1月7日速報値）は1,195人、死亡者数は30人であり、運送業においても659名の死傷者が発生しております。例年、熱中症の発症は5月から始まっており、早期の対策が重要であることから標記講習会を開催することといたしましたので、衛生管理者・安全衛生推進者及び労務管理担当者の皆様におかれましては、是非、ご参加下さいますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和7年6月23日（月） 14:00～16:00（13:30より受付）
2. 場 所 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
「大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601号室」
※会場の駐車設備は矮小のため、当日は公共交通機関をご利用のうえ、お越しください。
3. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会
独立行政法人 労働者健康安全機構 大阪産業保健総合支援センター
4. 受講料 無 料
5. テーマ 「熱中症予防対策について」
講師 山田 誠二 先生（大阪産業保健総合支援センター相談員、産業保健センター所長、医学博士、労働衛生コンサルタント）

「陸運業における熱中症予防対策について」
講師 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士

6. 申し込み要領

- 定員 **100** 名（定員に達し次第、締切りといたします。）
- 下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入していただき、**6月9日**（月）までに当支部あて **FAX（06-6965-1903）** でお申し込みください。
- お申込みいただいた方には、FAXにて「**受講票**」を送付いたしますので、当日、ご持参いただきますようお願いいたします。
- 当日、業務の都合で欠席される場合は事前に電話等で連絡願います。

7. 本講習会を受講された方には、修了したことを証する書面をお渡しします。

8. 問い合わせ・連絡先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部

TEL：06-6965-4035

「熱中症予防対策セミナー」受講申込書（6/23 開催）

事業者名 _____

電話番号 _____

担当者 _____

FAX 番号 _____

氏 名	役 職 名	分会名 (トラック協会支部名)
(ふりがな)		
(ふりがな)		

※ 尚、当協会のホームページからも申込書をダウンロードすることができます。



➤➤➤ 送り先 FAX 番号 06-6965-1903

各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 坂 田 喜 信

エイジフレンドリーガイドライン

「高齢労働者のための安全な職場づくり」セミナー



時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当支部の運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

昨今、高齢労働者の就労が一層進んでおり、60歳以上の労働災害も増加傾向にあります。

この現状を受け、**※厚生労働省**では、令和2年3月に「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）**」を策定しました。

高齢社会においては、高齢労働者が活力を失わずに能力を十分に発揮することが必要です。そのためには、健康で安心な職場を作っていくことが、本人のためにも企業や社会全体の活力を維持するためにも大切です。

高齢労働者が働きやすい職場は、すべての労働者にとって働きやすいと心得て、安全確保に努めるにはどのような対策をすべきかを学んでいただきます。

記

1. 開催日時 令和7年6月24日(火) 14:00～16:00 (13:30より受付開始)

2. 開催場所 大阪府トラック総合会館 研修センター 6階・601号室
大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号

※ 会場には駐車場設備がありません。当日は公共交通機関等をご利用の上、お越しください。

3. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会
独立行政法人 労働者健康安全機構 大阪産業保健総合支援センター

4. テ ー マ (1) 「高齢労働者のための安全な職場づくり」
講 師 関西労災病院治療就学両立支援センター
主任理学療法士 野 間 健 氏

(2) 「高齢労働者の労働災害防止対策について」
(交通労働災害防止、荷役作業ガイドライン含む)
講 師 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士

5. 受講料 無 料

6. 本講習会を受講された方には、修了したことを証する書面をお渡しします。

7. 申し込み方法

- 定員 **100名** (定員に達し次第、締切らせていただきます。)
- 下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入のうえ、**6月10日(火)**までに当支部あてにFAX(06-6965-1903)でお申し込みください。
- 「受講申込書」受領後、貴社担当者宛に「**受講票**」をFAXにて送付しますので、**受講日当日に必ずご持参ください。**
- 当日、業務の都合で欠席される場合は事前にお電話等で連絡願います。

8. 本講習に関する問い合わせ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部

電 話 06-6965-4035 F A X 06-6965-1903

「高年齢労働者のための安全な職場づくり」セミナー申込書 (6/24 開催)

事業者名 _____

電話番号 _____

担当者名 _____

F A X _____

下記のとおり受講申込みをします。

氏 名	役 職 名	分会名 (トラック協会支部名)
(ふりがな)		
(ふりがな)		

※ 尚、当協会のホームページからも申込書をダウンロードすることができます。



➤➤➤ 送り先 FAX 番号 06-6965-1903

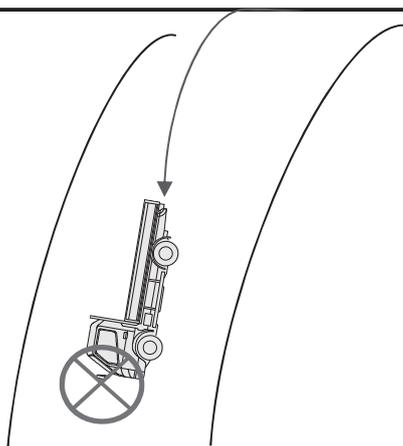
交通死亡事故の発生

事業用 大型貨物車がカーブで単独事故！

令和7年3月17日(月)
午前5時ごろ(曇)
大阪府高石市発生

大型貨物車が左カーブを進行中に横転して、運転者が死亡したものの。

(事故原因については捜査中)



運転者の皆さんへ

- ☑ カーブに入る前に、十分に減速を行い安全な速度で進入しましょう！
- ☑ 積載物のある時は、急ハンドル・急ブレーキに注意しましょう！

【運行管理者の方へ】

速度抑制できるように、ゆとりのある運行計画をお願いいたします。

大 阪 府 警 察

